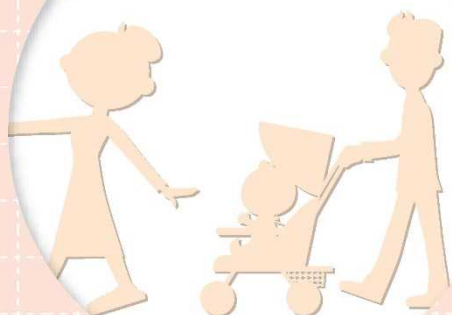
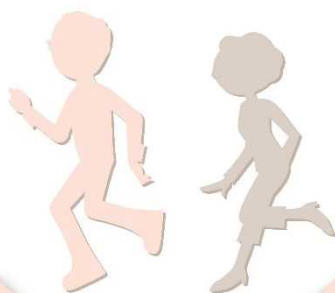
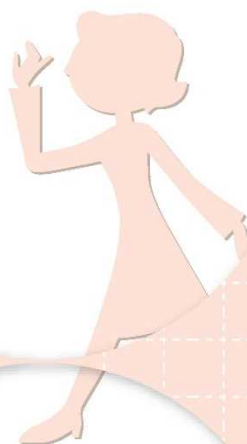
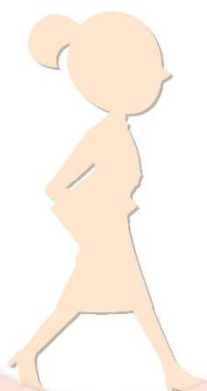
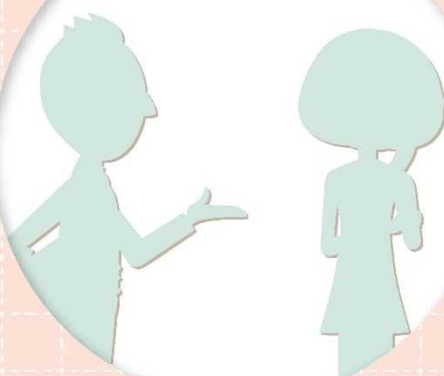
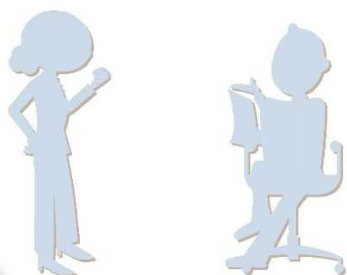
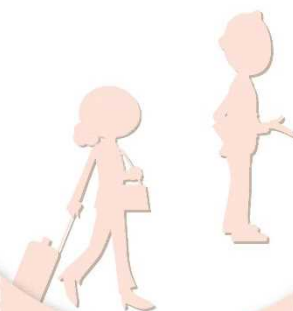


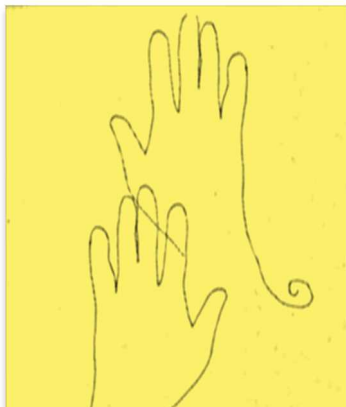
第三次 名取市男女共同参画計画

ハンド イン ハンド
Hand in Hand 21



令和2年3月
名取市





Hand in Hand 21

21 世紀はジェンダーによる固定的な役割分担意識やそれを反映した社会慣行は改めなければなりません。

男女が手をたずさえ協力し合ってはじめて、男性も女性も一人ひとりが個人として尊重され、自分らしく生きることができる社会が実現すると考え、「ハンドインハンド 21」と名付けました。

～市民からの公募による～





は じ め に

少子高齢化が進み、経済活動の成熟化など急速に変化する社会情勢の中で、真に豊かで活力ある地域社会を構築するため、人と人がお互いに尊重し責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会を実現していくことが求められています。

本市では、平成 14 年 3 月に「名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」を策定し、男女がともに主体性を持った構成員として参画できる社会の実現に向けた取り組みを行ってまいりましたが、未曾有の被害をもたらした東日本大震災後、災害時における男女共同参画の重要性を鑑み、「第 2 次名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」を、平成 28 年 3 月に策定し改めて意識の醸成に取り組んでまいりました。

しかしながら、仕事と家庭の両立(ワーク・ライフ・バランス)の難しさや性的マイノリティ(LGBT等)の対応、働き方改革など、市民を取り巻く環境の変化や課題が未だ多く存在します。

このため、本市においては、今後も意識改革の一層の推進を図り、市民・職場・地域社会が一体となって幅広い分野への男女の参画を促す具体的な取り組みを計画的に進めていく必要があります。

このような課題の解決と男女共同参画社会の実現に向けた施策の更なる推進を目的として、「第三次名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」を策定し、皆さまとともに「愛されるふるさととなり」を創っていきたいと考えております。

計画の策定にあたり、ご提言をいただいた名取市男女共同参画推進委員会の皆さま、市民意識調査にご協力をいただいた皆さま、貴重なご意見やご協力を賜りました多くの皆さまに心から感謝を申し上げます。

令和 2 年 3 月

名取市長 山田 司郎

目 次

第1章 計画の基本的な考え方

1	計画策定の趣旨	1
2	計画の性格と役割	2
3	計画の期間	2

第2章 計画の内容

1	基本理念	3
2	基本目標	4
3	男女共同参画社会実現のための各主体の役割	6
4	施策の体系	7

第3章 施策の展開

1	男女共同参画社会に向けた意識改革	9
2	女性が活躍できる環境づくり	15
3	男女が尊重し合い、安心して暮らせる社会の実現	21
4	政策・方針決定の場への女性の参画	28
5	家庭生活における男女共同参画の促進	32
6	地域における男女共同参画の促進	39
7	防災及び災害時における男女共同参画の促進	42

第4章 計画の推進

1	推進体制の確立	44
2	進行管理と施策の積極的展開	44

資料編

1	策定経過	45
2	アンケート等調査概要	47
3	男女共同参画のあゆみ	48
4	男女共同参画社会基本法	51
5	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	51
6	女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	52
7	ストーカー行為等の規制等に関する法律	52
8	用語解説	53

第1章

計画の基本的な考え方

1 計画策定の趣旨

第2次名取市男女共同参画計画の策定（平成28年3月）以降も、女性が広く能力を発揮できるような社会の実現に向けた取り組みが進んできています。

平成27年12月には、国において「第4次男女共同参画基本計画」が策定され、「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」を男女ともに暮らしやすい社会を実現するために特に必要な要素として掲げ、更に踏み込んだポジティブ・アクションの実行等を通じて女性採用・登用を進めるとともに男性の暮らし方、意識の改革が進められています。

近年は女性就業者数が大幅に増加し、子育て期の女性の就業率や第1子出産前後の女性の就業継続率も上昇しています。

さらに、平成27年に成立した女性の職業生活における活躍を推進するための「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下女性活躍推進法）に基づく取り組みを通じて企業の情報公表を促進する等、女性活躍情報の見える化の徹底が進んでいるところです。

しかし、一方で政治・経済・社会における様々な分野において政策・方針決定過程への女性の参画が少ないこと、収入や正規雇用率など雇用分野における男女差が依然として大きいこと、仕事と子育て・介護等の両立の難しさなど、なお取り組むべき多くの課題があります。また、女性に対する暴力の根絶、ひとり親女性の抱える困難の克服等、様々な女性の生きづらさを解消して女性活躍を支える安全・安心な社会を構築していくことも重要です。

女性活躍の推進は、社会・経済の持続可能な発展のためにも重要であるという視点を持って、誰もが職場・家庭・地域等生活の様々な場面において、自らの選択に基づき、自信とやりがいをもって多様な役割を果たし活躍できる社会の構築に向けた取り組みが引き続き求められます。

2019（令和元）年に、改めて本市の課題を見直すとともに、男女共同参画社会の将来のあるべき姿を定めるため、上位計画である「名取市第六次長期総合計画」の策定に合わせ新たに「第三次名取市男女共同参画計画」を策定することとしました。

2 計画の性格と役割

本計画は、社会のあらゆる分野で男女共同参画を推進していくための総合的な計画として、名取市が行う施策の基本的な方向や内容を明らかにしたものです。

- 本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく「市町村男女共同参画計画」として位置付けます。
- 本計画は、国の「第4次男女共同参画基本計画」や県の「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」を勘案するとともに、本市の上位計画である「名取市第六次長期総合計画」の個別計画として位置付け、他分野の関連計画との整合性を図っています。
- 本計画の基本目標2「女性が活躍できる環境づくり」に関連する部分は、「女性活躍推進法」第6条第2項に基づく「市町村推進計画」としても位置付けます。
- 本計画の基本目標3(2)男女の人権侵害に当たる暴力の根絶に関連する部分は、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（以下DV防止法）第2条の3第3項に基づく名取市の基本計画としても位置付けます。

〔計画の役割〕

- ①名取市における男女共同参画に関する行政を、長期的、総合的かつ計画的に推進する際の指針となるものです。
- ②市民、職場、地域社会等が一体となって、名取市の男女共同参画社会の実現に向けて取り組むための指針となるものです。
- ③市の枠を超えた国や県等の関係機関に対しては、市として求めていく要請や調整、連携・協力の手がかりとなるものです。

3 計画の期間

本計画の期間は、「名取市第六次長期総合計画」との整合性を図り、令和2年度から令和12年度までの11カ年計画とします。

なお、社会環境の変化などに的確に対応するため、進捗状況を検証し必要に応じて計画の見直しを行います。

第2章

計画の内容

1 基本理念

男女共同参画社会とは、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別に関わらずその個性と能力を十分に発揮することのできる社会のことです。

「男女共同参画社会基本法」では、この男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することが目的とされています。

本計画においても「第2次名取市男女共同参画計画」で掲げていた基本理念「女と男、互いに認め、ともに輝きともに創る」を、発展的に継承し、本市に関わる全ての人が性別の枠を超えた一人の人として、多様な生き方の実現を目指し、ともに生きていくことができる社会を目指して取り組みを進めます。

また、女性活躍の場を拡充し、その個性と能力を十分に発揮することのできる環境づくりを進め、持続可能なまちの実現に向けて、ともに取り組んでいきます。

基 本 理 念

『人と人、ともに輝きともに創る ふるさとなとり』

2 基本目標

基本理念を実現するために、この計画の基本目標を次のとおり設定します。

(1) 男女共同参画社会に向けた意識改革

子どもから大人まで、あらゆる立場や世代の人々に対し男女共同参画に関する認識や理解が深まるよう、様々な手段で市民への啓発等を行い、男女共同参画社会についての意識づくりと啓発や情報提供・学習・教育機会などの充実を図ります。

また、その中で性的マイノリティ（LGBT等）への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成していきます。

(2) 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

男女がともに働きやすい環境の整備や働き方の見直しを推進するとともに、女性が就労の場において十分に能力を発揮し、活躍できるよう支援を進めます。

また、仕事と家庭生活との両立を図りながら、子育て中の女性の再就職や介護等に携わりながら働く人が働きやすい環境づくりなどに関わることができるよう支援を進めます。

(3) 男女が尊重し合い、安心して暮らせる社会の実現

男女がいつまでもいきいきと暮らせるよう、性別による特徴に応じた健康づくりを進めます。また、生活を取り巻く様々な困難に直面する人々が、その人権が尊重され安心して自立した生活が送れる社会づくりに向けた取り組みを推進していきます。

さらに、男女共同参画社会の実現を阻む暴力を根絶するため、DVに対する意識を高めるとともにDV被害者への適切な対応を行うための相談体制や自立支援の取り組みを推進します。

(4) 政策・方針決定の場への女性の参画

政策・方針決定過程への女性の参画は、男女共同参画社会の実現の基礎となるものであり、あらゆる分野において女性の意見及び考えを反映させることができるよう、女性の参画を拡大し男女共同参画の視点に立った社会づくりを進めます。

（５）家庭生活における男女共同参画の促進 ———

男女共同参画の推進の基礎は家庭です。家庭内で男女がともに協力しながら家事や子育てを分担することができるよう、男女の意識の向上と男性が積極的に家事・子育て・介護に参加するための取り組みを進めます。

（６）地域における男女共同参画の促進 ———

男女がともに豊かに暮らせる魅力ある地域社会を形成するため、ＰＴＡ、自治会・町内会、各種ボランティアなど様々な活動の場へ多様な年代の男女が主体的に参画する取り組みを進めます。これらの活動の方針決定の場への女性の参画が拡大するよう情報提供及び意識啓発を行います。また、地域で活動する団体等に対してはこれまでの慣行を見直し、意思決定過程への女性の参画の促進に努めるよう啓発等に取り組みます。

また、女性の地位向上に向けた国際社会、国際機関の動きや国際的な男女共同参画の理解及び多文化共生への理解を深めるため、交流・相互理解活動を進めます。

（７）防災及び災害時における男女共同参画の促進 ———

地震や台風など防災及び災害時における対応において、あらゆる場・組織での女性の参画を促進し、男女共同参画の視点を取り入れた災害時における避難所の供給体制の整備など、今後の防災施策において女性の意見及び考えを反映できる体制づくりを図っていきます。



3 男女共同参画社会実現のための各主体の役割

この計画を推進し、男女共同参画社会を実現するためには、行政はもとより、個人、家庭、事業者等の地域を構成するあらゆる主体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に連携、協力を図っていくことが大前提となります。

【市民の役割】

- 男女共同参画社会の基本理念を理解し、身近な生活の中で男女共同参画意識を高めていくこと。
- 一人ひとりが、家庭や職場、学校、地域、その他の社会のあらゆる分野で、積極的に男女共同参画のまちづくりの推進に努めること。
- 一人ひとりが家庭的責任を共有し、固定的な性別役割分担意識を見直し就業や地域社会活動においても権利と責任を分かち合い、様々な活動に積極的に参画すること。

【事業者の役割】

- 地域社会の一員として、法制度の趣旨にのっとり、事業活動の中において男女共同参画を積極的に推進すること。
- 男女共同参画の形成に向けた取り組みに対して、積極的に参画すること。
- 経済社会の持続可能な発展や、企業の活性化の観点から、雇用における男女共同参画の推進と先進技術の活用などで仕事と生活の調和が図れる取り組みを推進すること。

【行政の役割】

- 市民、事業者、国や県、関係機関と十分な連携・協力を図りながら、男女共同参画社会の形成に向けた施策を実施すること。
- 市民や事業者に対して男女共同参画社会の基本理念の浸透を図ること。
- 地域において模範となるよう、男女共同参画を積極的に推進すること。
- 市民一人ひとりが能力を発揮することができ、また、多様な生き方が選択できるような社会環境や条件の整備を進めること。
- A I やR P Aを導入し、働きやすい環境を整えること。

4 施策の体系

[基本理念] [基本目標]

[基本施策]

[施策の方向]

人と人、ともに輝きともに創る ふるさとなとり

1 男女共同参画社会に向けた意識改革

(1) 男女共同参画社会を確立するための意識づくり

- ①男女共同参画意識の醸成
- ②男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供
- ③世代間の理解の促進
- ④性的マイノリティ（L G B T 等）への理解促進

(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

- ①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進
- ②男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進
- ③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進
- ④科学技術・学術における女性の人材育成

2 女性が活躍できる環境づくり
(女性活躍推進計画)

(1) 男女がともに働きやすい環境づくり

- ①女性の就労条件整備
- ②仕事と家庭生活等の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援
- ③自営業・家族経営における男女共同参画

(2) 多様な労働形態の条件整備

- ①女性の就業に対する支援
- ②女性の再就職に対する支援の充実
- ③安心して働ける雇用環境や待遇の確保
- ④ひとり親家庭の就業の支援

3 男女が尊重し合い、安心して暮らせる社会の実現

(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

- ①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の浸透
- ②心身の健康保持のための環境整備

(2) 男女の人権侵害に当たる暴力の根絶（DV防止基本計画）

- ①暴力を許さない社会の形成
- ②総合的相談体制と被害者への支援体制の整備
- ③公的メディアにおける人権侵害の防止
- ④様々なハラスメント防止対策の推進
- ⑤若年層へのデートDV等の防止

(3) 様々な困難を抱える人への支援

- ①高齢者・障がい者等に対する福祉の充実
- ②高齢者・障がい者等の社会参画の促進
- ③ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

4 政策・方針決定の場への女性の参画

(1) 女性の登用促進

- ①審議会等への女性の登用促進
- ②企業や団体等における女性の登用促進
- ③市管理職への女性の登用推進とそのための環境整備

(2) 女性の人材育成の推進

- ①人材育成と情報の提供
- ②団体等の活動支援
- ③女性の交流拠点となる機能の整備

[基本理念] [基本目標]

[基本施策]

[施策の方向]

人と人、ともに輝きともに創る
ふるさとなとり

5
家庭生活における
男女共同参画の促進

(1) 男女がともに家庭責任を担える環境づくり

① 家庭生活への男女共同参画の促進

(2) 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

① 子育て環境の整備
② 子育て支援体制の整備

(3) 介護を社会的に支える環境づくり

① 介護支援体制の充実

6
地域における男女
共同参画の促進

(1) 男女がともに地域社会活動に参画する環境づくり

① 男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の促進

(2) 国際的な男女共同参画の理解

① 国際的な男女共同参画の理解と交流活動の推進
② 多文化共生の理解促進

7
防災及び災害時における男女共同参画の促進

(1) 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

① 防災活動における男女共同参画の促進
② 女性の視点を取り入れた災害時対策の促進

第3章

施策の展開

1 男女共同参画社会に向けた意識改革

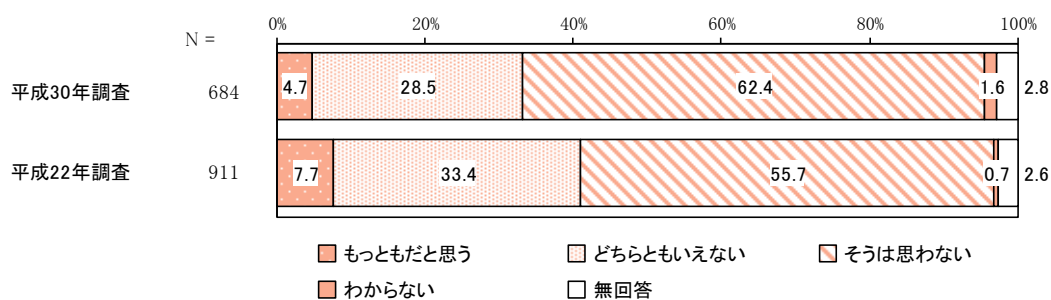
(1) 男女共同参画社会を確立するための意識づくり

名取市においては、固定的な性別役割分担意識は解消に向かっている現状が見受けられますが、依然として社会通念・慣習・しきたりにおいて、また、社会全体として見た場合には男女の不平等感が残っている現状がうかがえ、今後も引き続き男女共同参画社会の重要性を周知するとともに、なお一層啓発活動を進めていく必要があります。

また、その中で性的マイノリティ（LGBT等）への理解を深め、多様な性を尊重する意識を醸成することも必要です。

そのため、今後も引き続き男女共同参画についての理解や性の多様性の更なる理解を促進し、学校、家庭、地域、職場など社会のあらゆる分野において教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

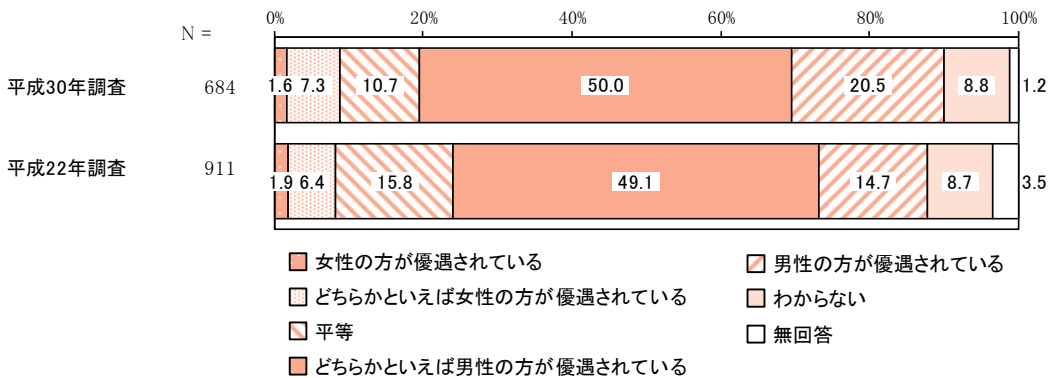
「男は仕事、女は家庭」という考え方について



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

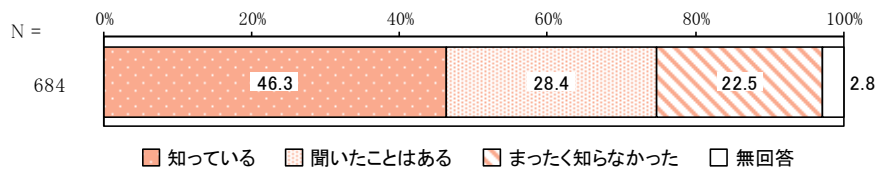
※回答は各質問の回答者数（N）を基数とした百分率（％）で示してあります。また、小数点以下第2位を四捨五入しているため、内訳の合計が100.0%にならない場合があります。（以下同様）

社会全体で、男女平等がどの程度実現されているか



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

LGBTの認知度



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

①男女共同参画意識の醸成

男女共同参画に関する理解が深まるとともに、あらゆる立場の人々が個性と能力を十分に発揮することができる社会を目指し、人権尊重や男女共同参画意識の啓発に取り組めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
市の広報メディアを活用した啓発	広報紙、ウェブサイト、ポスター、twitterやfacebook等の様々な媒体を利用して男女共同参画の意識啓発を行います。	全課
男女共同参画広報紙の発行	男女共同参画推進委員会において、男女共同参画情報紙の作成に取り組めます。	市民協働課
各種講座、講演会、研修会などの学習機会の拡充	男女共同参画に関する講座・講演会を開催します。	市民協働課 生涯学習課 関係各課
職員研修の実施	職員の男女共同参画に関する知識を深め、意識の啓発を図るため、職員に対する研修機会の充実を図ります。	総務課

* 主な所管については、令和2年4月1日現在の組織で表示しています。

②男女共同参画に関する調査研究と情報の収集及び提供

男女の固定的な性別役割分担意識などの課題を分析するため、市民意識調査を実施し、様々な調査・研究の結果を広く活用していきます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
男女共同参画に関する意識調査や統計調査等の定期的な実施	県女性相談センター等における相談件数の把握など、男女共同参画に関する各種資料や情報の収集・提供を行います。	市民協働課
男女共同参画に関する資料の収集と提供	男女共同参画情報紙を発行します。	市民協働課

③世代間の理解の促進

個人の生き方の制約につながりかねない慣習やしきたりの中に残る固定的な性別役割分担を見直し、そのことにとらわれない意識を醸成し、男女が対等な関係を築くため、あらゆる世代に対し様々な媒体や機会を通じた広報・啓発活動に努めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
幅広い年代を対象とした多様な講座の開催	男女がともに家庭での責任を果たすための意識などの啓発講座を、若年世代からシニア世代まで幅広い年代を対象に開催していきます。	市民協働課

④性的マイノリティ（LGBT等）への理解促進

性的マイノリティ（LGBT等）に関する人権への配慮に向けて、性別にとらわれない多様な生き方を認め合えるよう啓発を行います。

具体的な施策	取組内容	主な所管
性的マイノリティ（LGBT等）に関する啓発	市民に対しての申請書等に係る、男女の記載等の見直しを検討します。	全課
	チラシやリーフレット、パネル展などで、人権意識の高揚を図ります。	市民協働課
	性的マイノリティ（LGBT等）に関する配慮について職員・教職員に対する研修を行うとともに、広く市民に対しても理解を深めるための研修等を実施します。	市民協働課

(2) 男女共同参画の視点に立った教育の推進

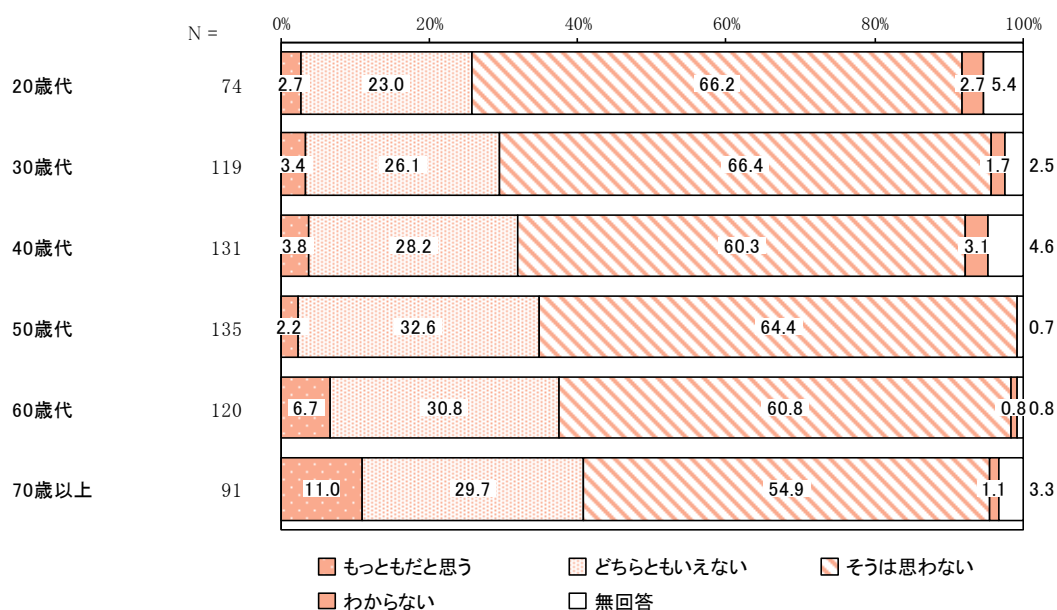
男女共同参画意識の醸成においては、家庭、学校、地域など社会のあらゆる分野での教育・学習が極めて大きな役割を担います。

男女平等意識は乳幼児期から少しずつ育まれていくため、家庭における子育てのあり方は大きな影響を及ぼします。

市民意識調査によると、「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は若い年代ほど低くなっており、幼少期からの男女平等教育を推進していくことの重要性がうかがえます。

今後も引き続いて、男女平等についてや性の多様性の更なる理解を促進し、家庭、学校、地域、職場など社会のあらゆる分野において教育・学習・啓発の機会の充実を図ります。

「男は仕事、女は家庭」という考え方について（年齢別）



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

①男女共同参画の視点に立った家庭教育の推進

性別にとらわれることなく、子どもを伸び伸びとはぐくむ意識を育てるための家庭教育、子育て学習等の機会の充実に努めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
学習機会の充実	親育ち・子育て講座などの機会を通じて、性別にとらわれることのない子育てに対する市民の理解と認識を深めます。	生涯学習課

②男女共同参画の視点に立った幼児教育・学校教育の推進

子どもの頃からそれぞれの個性と能力を十分発揮し、将来を見通して自己形成ができるよう学校における教育を推進します。

具体的な施策	取組内容	主な所管
人権尊重のための教育 男女平等教育の充実	保育及び児童育成に携わる際に男女共同参画社会の意識醸成を図るようにする。	こども支援課
	学習指導要領に基づき理解を深める教育を実施します。	学校教育課
人との関わりを重視した学習及び相談体制の充実	人との関わりを重視した保育を通じ、男女共同参画社会の意識醸成を図ります。	こども支援課
	スクールカウンセラー等による相談体制を確保します。	学校教育課
キャリア形成を支援する情報提供・意識の啓発	児童・生徒が性別にとらわれることなく、主体的に進路を選択する能力を身に付けるための授業を実施します。	学校教育課
教職員、保育士等の男女共同参画に関する理解の促進	男女共同参画に関する研修会への教職員及び保育士等の参加を促進します。	こども支援課 学校教育課



③男女共同参画の視点に立った社会教育の推進

男女の固定的な性別役割分担意識を問い直し、人権尊重の理念に基づく男女共同参画についての意識を向上させるため、性別に関わりなく一人ひとりの個性と能力を大切に生涯学習の充実を図ります。

具体的な施策	取組内容	主な所管
男女共同参画に関する社会教育の充実	市民が男女共同参画に対する学びを深めるための講座・講演会を開催します。	市民協働課
	公民館等において、男女共同参画の視点に立った講座を開催します。また、各種スポーツ教室等、あらゆる世代にスポーツに親しむ機会を提供します。	生涯学習課 文化・スポーツ課
生涯学習に関する情報提供の充実	広報やホームページ、チラシ等を利用し、必要とする人に男女共同参画に関する講座・講演会等の情報提供を図ります。また、文化・スポーツ事業においても情報を提供します。	生涯学習課 文化・スポーツ課
各種団体への支援	市民活動支援センター及び市民活動団体への活動支援を図ります。	市民協働課
	社会教育団体などへ学習機会の提供等、活動団体へ支援を行います。	生涯学習課 文化・スポーツ課

④科学技術・学術における女性の人材育成

女性の参画が進んでいない科学技術・学術分野の人材育成の観点から、理科教育の充実を図り、女子児童生徒の理工系分野への興味・関心、学習への意欲を高めます。

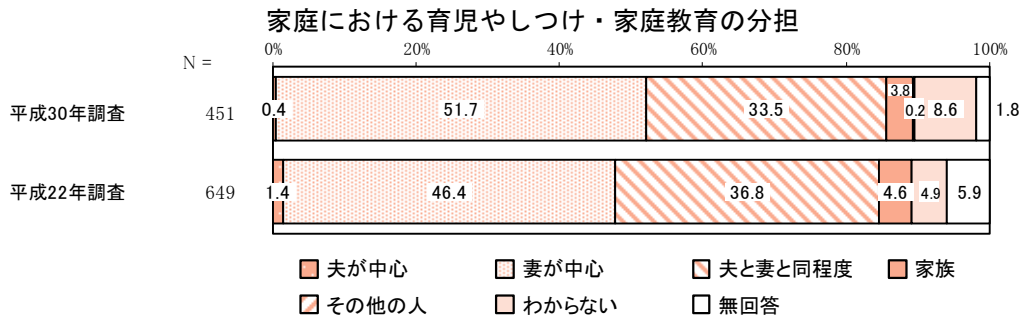
具体的な施策	取組内容	主な所管
次世代を担う理工系女性人材の育成	仙台高等専門学校で実施している「リカレンジャー」などを通して、出前講座や実験教室等を企画検討し、小・中学校における理科教育の中で科学技術の魅力を伝える環境整備に努めます。	政策企画課

2 女性が活躍できる環境づくり（女性活躍推進計画）

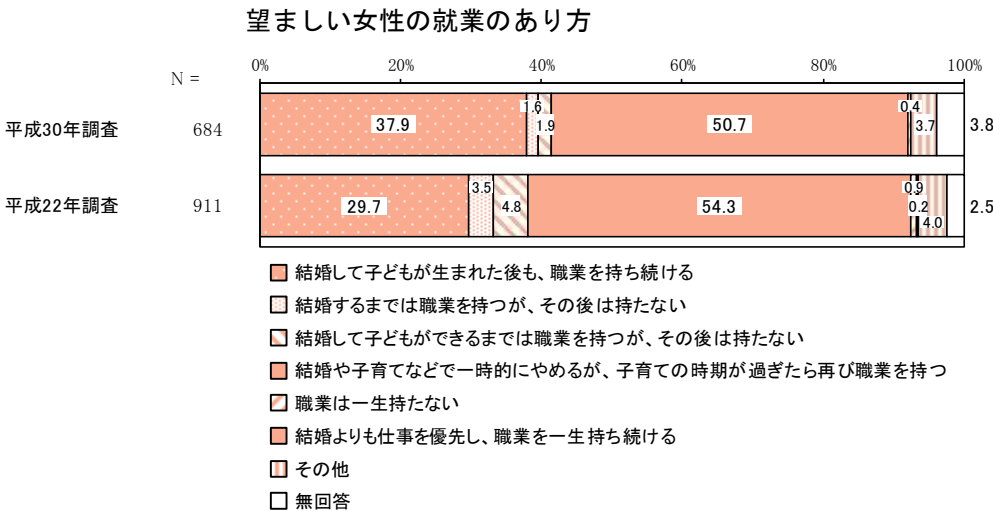
（1）男女がともに働きやすい環境づくり

女性の年齢別労働力率は年々上昇し共働き家庭が増えています。しかし一方で、育児やしつけ・家庭教育において妻が中心に担っている割合が増えている現状も見られます。国においても『女性の活躍促進と働き方改革』の全面施行や、保育所整備や延長保育など保育サービスの充実を進められており、女性が社会に進出し、男性とともに政策や方針の決定に参画していくためには、今後も子育て中など就業を一時中断している女性の公正な職場復帰、再就職や起業など、個人の意欲と能力が活かされる環境づくりに加え、就労を支える家庭への働きかけを進め、女性の活躍を推進していくことが必要です。

豊かで活力ある社会の実現に向け、結婚・出産・子育てなど転機を迎えるに当たり女性自らが希望する生き方を実現し、職場や家庭など様々な場面で個性と能力を発揮できるよう、AI（人工知能）やRPA（ロボットによる業務自動化）等の先端技術を活用した取り組みを推進し、より女性が活躍できる働きやすい環境づくりを進めます。

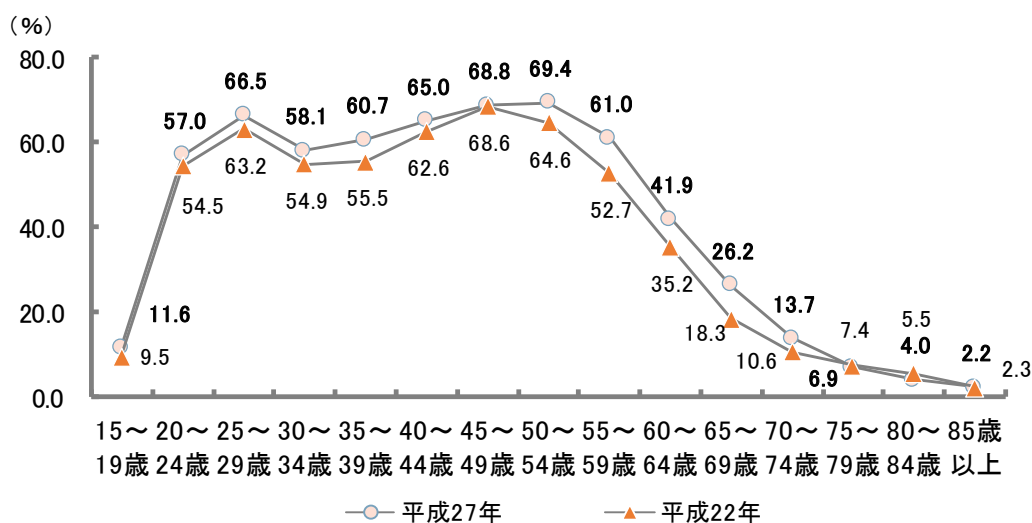


資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

女性の年齢別就業率の推移



資料：国勢調査

①女性の就労条件整備

長時間労働の削減や労働生産性の向上など働き方改革を進めることや、男性の育児休業の取得促進、ライフスタイルに対応した多様で柔軟な働き方の導入の重要性等について関係機関と連携して周知します。

具体的な施策	取組内容	主な所管
男女雇用機会均等法の周知徹底	男女雇用機会均等法に関する正しい理解と認識を深めるため、ワーク・ライフ・バランス推進などを、ホームページ、twitter や facebook 及び広報等により周知を図ります。	市民協働課
	国や県等の各種情報をポスターやパンフレット等の設置により周知を図ります。	商工観光課
企業等に対する広報、啓発活動の強化	ワーク・ライフ・バランス推進事業などの啓発活動によりポジティブ・アクションの周知を図ります。	市民協働課
	各事業における企業、経営体を対象にした研修等において、男女雇用機会均等法、女性の就労条件整備に関するポスターやパンフレットを配布し周知を図ります。	農林水産課 商工観光課

②仕事と家庭生活等の両立（ワーク・ライフ・バランス）支援

労働基準法、育児・介護休業法に基づく制度の定着と活用を促進するため、企業等におけるワーク・ライフ・バランスを実現するための取り組みが促進されるよう支援を行います。育児休業や介護休業取得のための支援など、男性が家庭責任を担える就業環境の整備や社会的気運の醸成に取り組んでいきます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
育児・介護休業制度の定着及び利用促進	事業所等を対象に、育児・介護休業制度がより活用しやすいものとなるよう、ポスターの掲示や広報なとりへの掲載により、制度の周知と導入促進を図るとともに、労働者自身の権利意識を啓発します。	市民協働課 商工観光課
企業等に対する広報、啓発活動の強化	ワーク・ライフ・バランスの推進に成果をあげている企業の事例を紹介するとともに、ポスターの掲示や広報なとりへ掲載を行い、実践的な取り組みなどの周知・啓発を図ります。	市民協働課 商工観光課
相談体制の整備	国や県等、関係機関へ紹介及びパンフレットやチラシの配布などの取り組みを行います。	市民協働課 商工観光課

③自営業・家族経営における男女共同参画

自営業・家族的経営において、男女がその果たしている役割に対して適正な評価を受け、互いに協力して経営等に参画できるような就業環境の整備・支援に努めます。

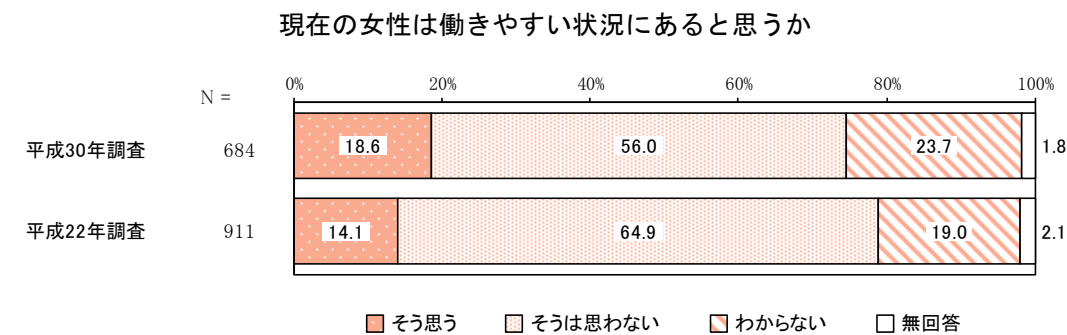
また、AIやRPAの促進により就業環境の改善が図れるよう取り組みます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
自営業等に従事する女性の働きやすい環境整備	市内産直グループの直売活動、イベントの自主開催や参加の支援、及び家族経営協定制度の普及啓発や家族経営協定制度締結に対する支援を行います。	農林水産課 農業委員会
	チャレンジショップ事業等による女性の起業支援を行います。	商工観光課
情報提供の充実	農山漁村女性リーダー研修会等、女性農業者へ向けた研修会の周知を行います。	農林水産課
	啓発用ポスターの掲示や広報なとりへの掲載等を行います。	商工観光課
相談体制の整備	国・県等、関係機関との連携により自営業・家族経営者への相談体制を確保します。	市民協働課 商工観光課
就業環境の改善	農業技術、生産物の流通情報、先端技術（AI等）の導入を促進します。	農林水産課

(2) 多様な労働形態の条件整備

市民意識調査によると、「女性は働きやすい状況にあると思うか」、という問いについて、「そうは思わない」の割合が5割半ばと減少しているものの依然として高く、女性の継続就業のための環境整備、離職した女性の再就職や起業の支援、能力開発等に関する情報の提供や相談の実施など、就職に対する支援を行うとともに、女性自身の幅広い分野への進出を支援していくことが重要となります。

こうしたことから、働くことを希望する人が性別に関わりなく、その能力を十分に発揮することができるよう均等な機会と待遇の確保を進めると同時に、女性が働くことへの周囲の理解や多様で柔軟な働き方への支援を図ります。



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

①女性の就業に対する支援

事業主に対し再雇用制度の普及・啓発に努めるとともに、女性の就労支援として学習機会の提供や情報提供の充実を図ります。

具体的な施策	取組内容	主な所管
女性の職業能力育成に対する支援	職業能力育成の講習会などへの参加を、市民や企業に働きかけます。	市民協働課
企業等に対する広報、啓発活動の強化	市の事業への呼びかけや、企業の退職者への再就職意思の確認をする働きかけなどの広報に取り組みます。	市民協働課
	啓発用ポスターの掲示や広報誌への啓発記事を掲載します。	商工観光課

②女性の再就職に対する支援の充実

就職や起業等の情報発信により、再就職を目指す女性への支援を行います。

具体的な施策	取組内容	主な所管
学習機会・就労体験及び情報提供の充実	職業生活において女性が活躍できるよう、ママインターンシップ事業などを通じて、再就職やスキルアップを考える女性を支援するとともに、学習の機会を提供します。	市民協働課
	市内企業にママインターンシップ事業の参加を呼びかけます。	商工観光課

③安心して働ける雇用環境や待遇の確保

多様な生き方、働き方においても各人がその選択において能力を十分に発揮できるよう就業環境の整備を進めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
非正規労働者の処遇改善	非正規雇用労働者の産前産後休暇、育児休業及び介護休業の法制度の内容について、非正規雇用労働者及び事業主に対する周知等を進め、雇用環境改善を図ります。	市民協働課
	啓発用ポスターの掲示やパンフレットの配布を行います。	商工観光課



ママインターンシップ事業

④ひとり親家庭の就業の支援

ひとり親家庭の経済的自立に向けた就労支援の充実を図ります。

具体的な施策	取組内容	主な所管
ひとり親家庭への支援	ひとり親家庭に対して日常生活支援事業のほか、各種就労支援事業を実施します。	こども支援課
	ポスターの掲示やパンフレットの配布を通じて、情報などを提供します。	商工観光課
学習機会及び情報提供の充実	広報やホームページを通じて、就労支援事業制度や県母子・父子福祉センター及び仙台保健福祉事務所主催の学習機会・巡回相談の情報の提供や、県が発行する「ひとり親家庭支援ほっとブック」を窓口において配布します。	こども支援課
	ポスターの掲示やパンフレットの配布を通じて、情報などを提供します。	商工観光課
企業及び関係機関との連携	仙台保健福祉事務所主催のひとり親・寡婦相談、及び県母子・父子福祉センターの就労支援事業について、広報等を通じて周知を図ります。	こども支援課
	国や県等の各種情報を提供します。	商工観光課



3 男女が尊重し合い、安心して暮らせる社会の実現

(1) 生涯にわたる男女の健康の包括的な支援

男女ともに健康寿命も延伸しています。特に女性は妊娠・出産や女性特有の更年期疾患を経験する可能性があるなど、生涯を通じて男女が異なる健康上の問題に直面することに留意する必要があります。身体的、精神的な変化、異性に対する理解をお互い深めると同時に、いつまでも健康でいきいきとした生涯を送れるよう健康づくりの取り組みが必要です。

男女がともに生涯を通じて健康な生活を送るために、健康づくりに関する学習機会の提供や情報提供を行うとともに、妊娠・出産期、思春期、更年期等の時期をとらえて母子保健サービスをはじめ、健診や啓発等、健康づくりを支援します。

①性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）の浸透

男女がともに性と生殖に関して正しい知識を持ち、妊娠または出産などにおいて双方がより良い協力関係を保つとともに、女性が自らの意思で健康について選択できる自己決定権が尊重され、生涯にわたって健康な生活を営むための環境づくりを目指します。

具体的な施策	取組内容	主な所管
広報、啓発活動の強化	がん検診・健康診査を受けることの大切さを広報等で周知し、また、新生児訪問等にて「みやぎ子育て・女性健康支援センター」で実施している相談についての情報を提供します。	保健センター
学習機会の提供	妊婦相談等の母子保健事業において、情報提供や相談支援を必要に応じて実施します。	保健センター
学校教育における性教育の充実	学習指導要領に基づき理解を深めるための授業を実施します。	学校教育課

②心身の健康保持のための環境整備

母性保護に関する正しい知識の普及を推進し、母性保護と母子保健の充実を図ります。また、男女がともに健康な生活を送れるよう健康づくりを支援します。

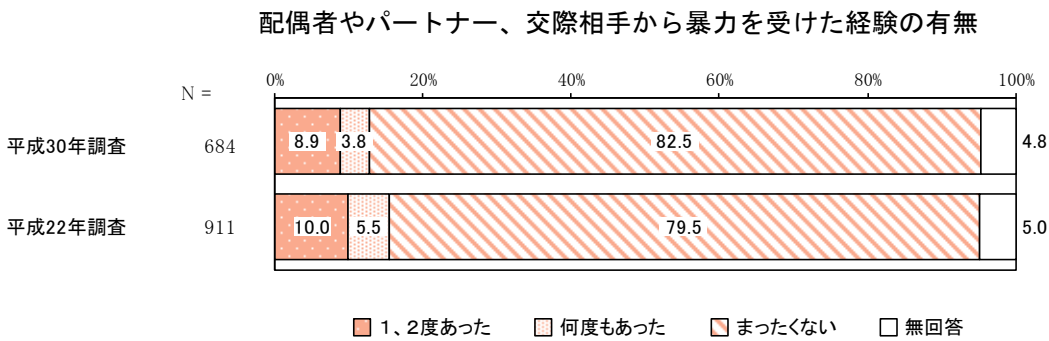
具体的な施策	取組内容	主な所管
母子保健サービスの充実	妊娠期から子育て期（主に乳幼児期）にわたる切れ目ない支援体制の充実を図ります。	保健センター
心のケアの充実	子どもやその保護者、教職員の相談に対して、精神科医によるアドバイスをを行います。また、子どもや教職員について心のケアの研修を教職員等を対象に実施します。	学校教育課
生涯を通じた健康づくり推進事業の充実	生涯を通じた健康づくりのために、特定健康診査・特定保健指導等を実施し、メタボリックシンドローム及び糖尿病や高血圧等に着目した生活習慣病の発症や重症化予防対策を推進します。 また、望ましい食習慣や食に関する正しい知識が身につけられるよう食育を推進します。	保健センター
	介護予防普及啓発事業、地域介護予防活動支援事業、地域リハビリテーション活動支援事業の実施を図ります。	介護長寿課
健康をおびやかす諸問題についての啓発	性感染症や薬物乱用等、健康をおびやかす諸問題について、県と連携して啓発を進めます。	保健センター



(2) 男女の人権侵害に当たる暴力の根絶

「DV防止法」の改定、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（以下ストーカー規制法）が改正されました。配偶者やパートナーから身体的暴行や心理的攻撃や性的強要を受けたことがある市民が約1割おり、その際に相談しなかった人が約3割となっています。DV被害はなかなか他人には相談しにくいという現状もあることから、DV被害者の多くが潜在化していることも考えられます。今後一層、積極的な広報・啓発を行い、暴力をなくしていくとともに相談機関の周知や情報提供の充実を図り、安心して相談できる体制づくりを進めることが重要です。

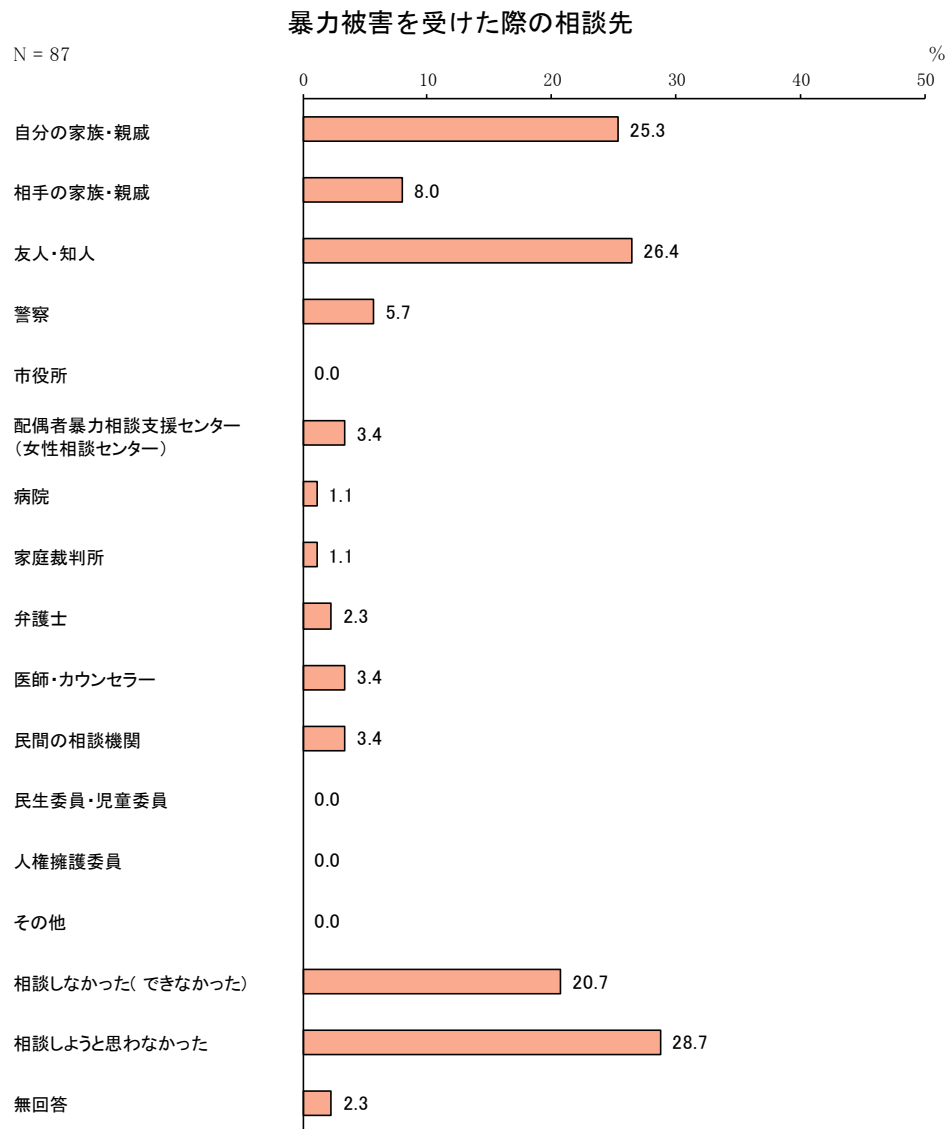
男女間のあらゆる暴力の根絶に向け、若年層からDVやセクシュアル・ハラスメント等についての周知に努めるとともに、関係機関と連携し暴力を許さない気運を高め、被害者が安心して相談できる体制づくりと自立支援の取り組みを推進します。



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）



男女共同参画推進委員会



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

①暴力を許さない社会の形成

暴力は人権を踏みにじるもので決して許されるものではなく、それが社会的な問題であるという認識を広く浸透、徹底させるため啓発を行います。

具体的な施策	取組内容	主な所管
広報、啓発活動の強化	「女性に対する暴力をなくす運動」期間に合わせ、パープルリボン運動の周知・啓発を行います。	市民協働課
学習機会の提供	DV等にかかる各種講座等の情報提供を行います。	市民協働課

②総合的相談体制と被害者への支援体制の整備

被害者の早期発見、早期対応を図るため、相談窓口の周知を図り男女ともに相談事業へつなげていきます。また、相談や支援にかかわる職員の専門性の向上を図り、被害者の立場に立った相談対応に努めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
相談体制の整備	県の関係機関等と連携して、DV等に対する相談をしやすい体制づくりに努めます。	市民協働課 こども支援課
保護・自立支援体制の整備	県女性相談センター及び警察等、適切な関係機関へつなぎ、自立支援に関しては、就労支援等の各種制度等を案内します。	こども支援課

③公的メディアにおける人権侵害の防止

メディアにおける人権尊重を促進するため、市民がメディア・リテラシー（メディアからの情報を主体的に読み解き、自己発信する能力）を向上させるための支援とメディア関係者の自主的な取り組みが進むよう男女共同参画の視点の主旨を正しく理解し、適切な広報活動を行います。

具体的な施策	取組内容	主な所管
男女共同参画の視点に立った広報等公的メディアにおける表現の見直し	公的メディアにおいて、女性の性的側面を強調する表現や女性の尊厳を傷付ける表現がないよう、表現の見直しとともに、配慮に努めます。また、全国一斉「女性の人権ホットライン」強化週間について、市役所内ポスター掲示や広報なとりへの掲載、twitterやfacebook等による情報発信を行い、周知を図ります。	全課

④様々なハラスメント防止対策の推進

職場や教育現場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等を防止するため、相談窓口の周知や対応策の情報提供や企業や市民に対する啓発活動を進めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
各種ハラスメント等防止に関する意識啓発	職場におけるセクシュアル・ハラスメントやマタニティ・ハラスメント等の防止に関する意識の啓発を図るため、広報やホームページ、twitterやfacebook等による周知や講座の開催等に努めます。	市民協働課 総務課 関係各課

⑤若年層へのデートDV等の防止

デートDVなど、恋人間における暴力についての周知啓発を進めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
デートDV等の防止のための理解促進	学生（児童・生徒）等、若年層を対象に、デートDV等の理解を促進するための啓発活動を行います。	市民協働課 こども支援課 学校教育課

（3）様々な困難を抱える人への支援 —●—

非正規雇用の労働者やひとり親などが増加しており、貧困の世代間連鎖が大きな問題となっているなか、様々な困難を抱えた人々が地域で安定、安心した生活を送れるよう、雇用の安定や安心できる生活環境の確保、自立生活の支援などを進めることも必要です。

このような状況を解消するため、ひとり親家庭に対する子育て支援や就業支援など、それぞれの家庭の状況に対応した支援を行います。また、介護を要する単身高齢者や生活困窮者など、困難を抱えた人が社会的孤立をせず安心して暮らすことができるよう、支援や相談体制の充実を進めます。

①高齢者・障がい者等に対する福祉の充実

支援が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、介護者に対する情報提供などを行い双方の心身の負担軽減を図ります。

具体的な施策	取組内容	主な所管
各種福祉や支援の充実	名取市障害福祉計画、名取市障害児福祉計画に基づき、各種支援等を実施します。	社会福祉課
	名取市高齢者福祉計画に基づき、各種支援等を実施します。	介護長寿課

②高齢者・障がい者等の社会参画の促進

高齢者、障がい者等の社会における活動機会の拡充や活動支援、情報提供に努め社会参画を促進します。

具体的な施策	取組内容	主な所管
活動機会の拡充及び活動支援	名取市障害者計画に基づき、各種支援等を実施します。	社会福祉課
	名取市高齢者福祉計画に基づき、各種支援等を実施します。	介護長寿課
シルバー人材センターの充実	シルバー人材センターの運営を補助し、活動の充実を図ります。	介護長寿課
情報提供の充実	名取市障害者計画に基づき、情報提供に努めます。	社会福祉課
	広報なとりやホームページ等による情報提供に努めます。	介護長寿課

③ひとり親家庭、生活困窮世帯などの生活安定と自立支援

ひとり親家庭や生活困窮世帯が地域や家庭で安心して生活できるよう、生活上の悩みや問題を解消するための相談体制の充実を図ります。

具体的な施策	取組内容	主な所管
ひとり親世帯等への生活支援	生活困窮者自立支援法に基づき、相談や給付金支給を行います。	社会福祉課
	ひとり親家庭や生活困窮世帯に対して、日常生活を支援する事業の提供などによる経済的負担の軽減を図ります。	社会福祉課 こども支援課 学校教育課
学習機会及び情報提供の充実	広報やホームページ、twitterやfacebook等を通じて、県母子・父子福祉センター及び仙台保健福祉事務所主催の学習機会・巡回相談の情報などを提供します。	社会福祉課 こども支援課 学校教育課

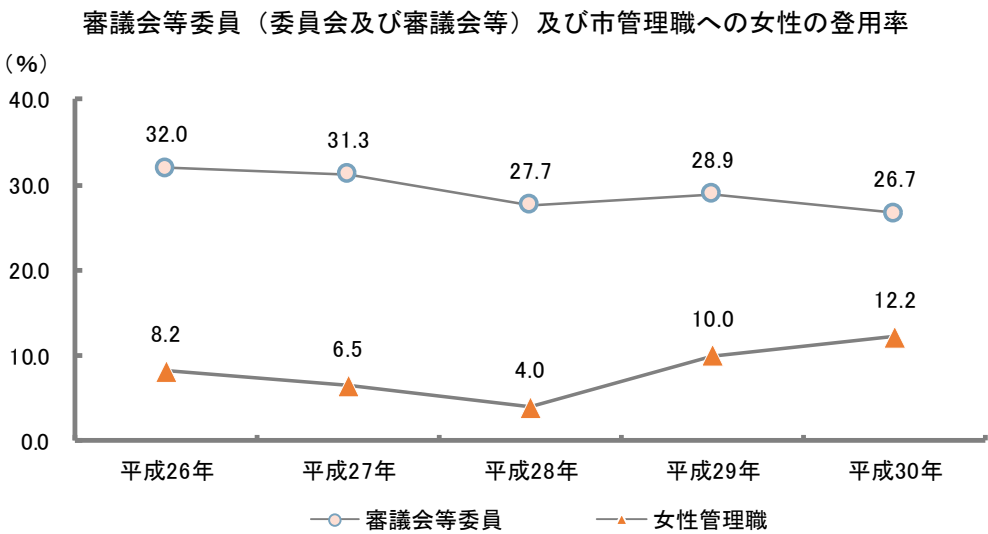
4 政策・方針決定の場への女性の参画

(1) 女性の登用促進

本市における法律や市の条例等により設置されている委員会や審議会等における女性の参画割合は26.7%（平成30年4月1日現在）と減少傾向にあり、市における管理職では女性の割合が12.2%（平成30年4月1日現在）となっていることから、女性の積極的登用などが課題となります。

政治・経済・地域など様々な分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大について、行政が率先して改革を進めるとともに事業者や団体等へ働きかけを行うことが必要です。

あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大に向け、市が率先して審議会や行政委員会等の委員への女性の選任に取り組むとともに、市の女性職員については管理職への積極的な登用に取り組みます。



資料：庁内資料（各年4月1日現在）
管理職：部長級、課長級の職員

①審議会等への女性の登用促進

市の審議会等委員について女性委員の登用状況を把握し、登用促進を働きかけます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
審議会等への女性の積極的登用	市執行機関及び市付属機関等における、女性の登用促進に向けた委員選定を推進し、女性委員の登用を35%以上にしていきます。	全課

②企業や団体等における女性の登用促進

企業や市の関係団体等に対して、方針の立案及び決定に女性の参画が拡大するよう働きかけます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
企業や団体等に対する啓発	企業や市の関係団体等において、女性の積極的な登用が図られ、方針決定の場等への参画が促進されるよう、啓発活動を進めます。また、各専門相談窓口の連携を図り、相談者が正しい相談窓口を利用できるよう案内します。	全課

③市管理職への女性の登用推進とそのための環境整備

女性職員について、市の特定事業主行動計画に基づき職域拡大及び管理職等への積極的な登用に率先して取り組みます。そのための環境整備として、A I やR P A の導入等を図り、女性が働きやすい環境を整えます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
研修機会の充実と職域の拡大	女性の登用推進に向けた研修機会の充実を図ります。	総務課
管理職への女性の登用推進	性別にかかわらず、職員の能力や経験、意欲等を十分踏まえた適材適所の登用を行います。	総務課
働く場の環境整備	A I やR P A などの先端技術を取り入れることで、業務の効率化を図り、働きやすい環境整備に努めます。	A I システム推進課

数値目標

項 目	現状値 (平成30年度)	目標値 (令和12年度)
委員会や審議会等における女性の参画割合* ¹	26.7%	35%
市管理職における女性の割合* ²	12.2%	15%

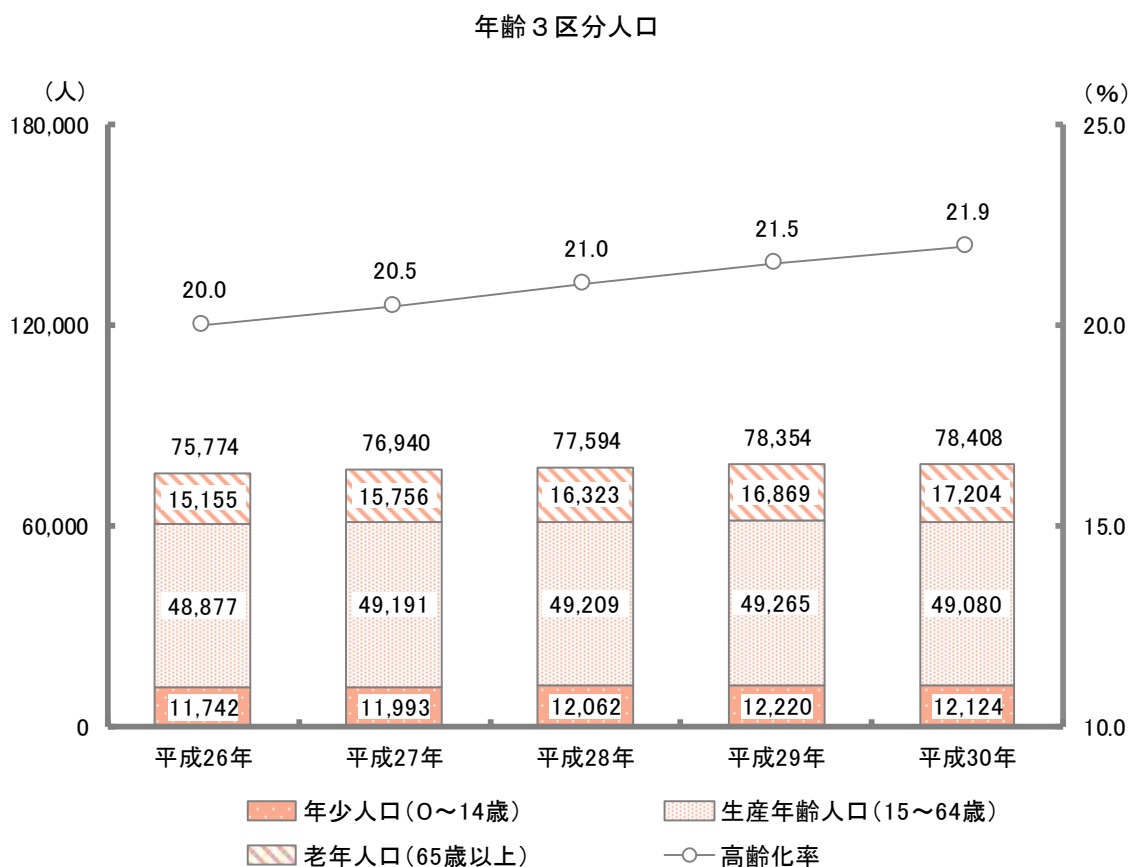
*1 委員会及び地方自治法(第180条の5)に基づく委員会等の委員、地方自治法(第220条の5)に基づく審議会等の委員

*2 管理職：部長級、課長級の職員

(2) 女性の人材育成の推進

人口減少や少子高齢化が進む中、社会の激しい変化に対応していくためには、性別にかかわらず多様な視点や新たな発想を取り入れるため、様々な人材が方針決定の場に参画していくことが重要です。

今後、あらゆる分野の意思決定過程に女性が参画できるようリーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域で活躍が期待できる人材の育成を推進します。



資料：住民基本台帳（各年9月末現在）

①人材育成と情報の提供

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象にリーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、女性の人材育成につながる情報提供に努めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
女性の人材を育成する機会の充実	女性リーダー育成の機会の提供を図り、女性リーダーの育成を支援します。	市民協働課
女性の人材情報の収集及び提供	女性リーダー育成セミナー等の女性の人材育成に関する情報提供に努めます。	市民協働課

②団体等の活動支援

市民やNPO団体、町内会、地域団体、企業等と緊密な連携を図るために情報提供の充実やネットワークづくりの支援に努め、それぞれが果たすべき役割を担いながら協働して男女共同参画を推進します。

具体的な施策	取組内容	主な所管
各種団体のネットワークづくり	男女共同参画に関わる各種団体が情報交換する機会を確保するとともに、地域団体等のネットワークづくりを支援します。	市民協働課
	公民館サークル、地域団体等のネットワークづくりの支援を行います。	生涯学習課
団体等の活動支援	団体等が行う、男女共同参画に寄与する取り組みを支援します。	市民協働課
	公民館サークル、地域団体等のネットワークづくりの支援を行います。	生涯学習課

③女性の交流拠点となる機能の整備

女性が抱える諸問題についての相談窓口や情報収集・提供・発信、交流などの拠点となる機能の整備を検討します。

具体的な施策	取組内容	主な所管
女性の交流拠点となる機能の整備	市民や企業に対しての啓発、地域活動の支援、情報発信などに努めるとともに、市の男女共同参画を推進する拠点機能の整備を検討します。	市民協働課

5 家庭生活における男女共同参画の促進

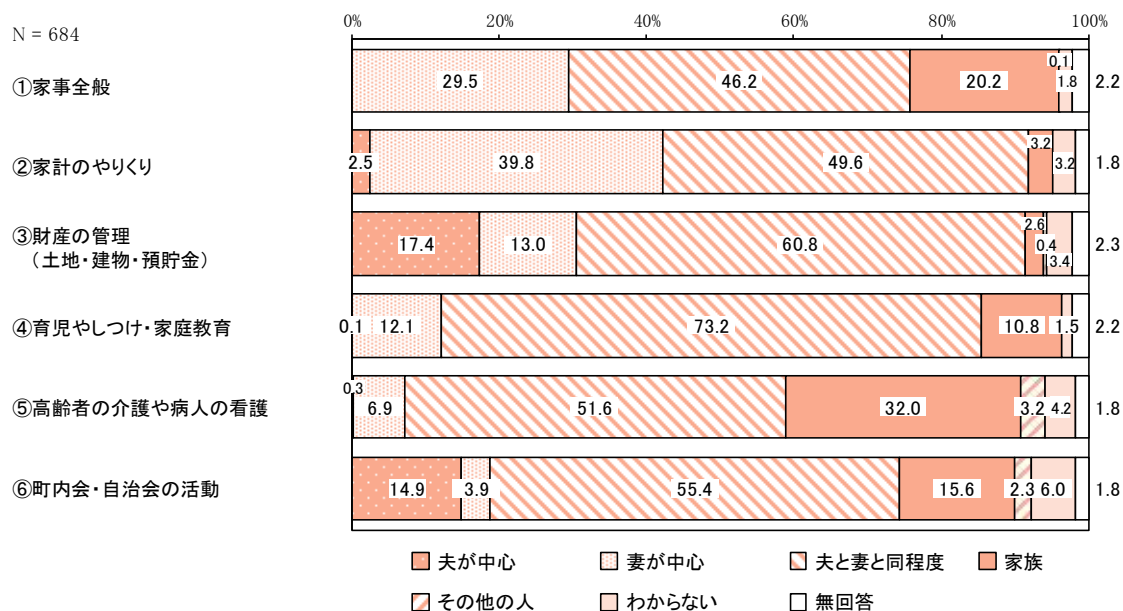
(1) 男女がともに家庭責任を担える環境づくり

市民意識調査によると、仕事における市民の意識について「夫は外で働き、妻は家庭を守る」という考え方は解消されつつあるものの、仕事・家庭・地域生活などにおいて、理想に比べ現実では「仕事」を優先している人が多く理想と現実ギャップがある状況です。

また、男女がともに仕事と家庭の両立を続けるために必要なことについて、「配偶者が家事・育児・介護を分担し、協力すること」が最も高く、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けて家庭生活への男性の一層の参画が求められています。

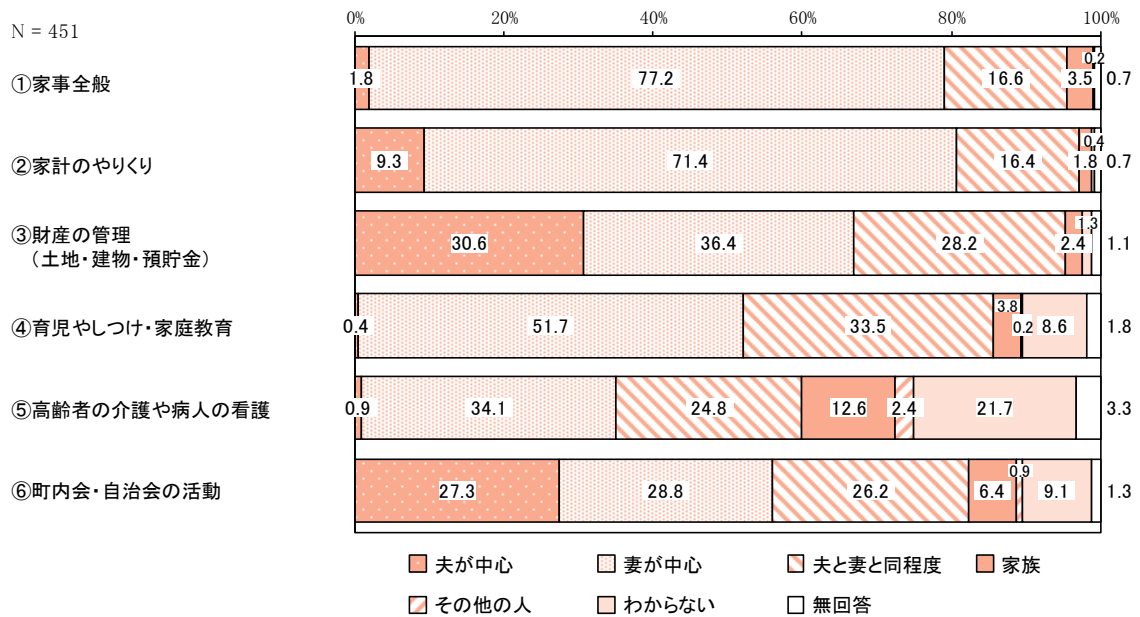
男女がともに育児や介護などに取り組み、家庭生活や地域社会への参画を図りながら働き続けることができるよう、ライフスタイルに応じた多様な働き方の啓発や子育て支援・介護サービスの充実に努めます。また、男性の家事・子育て・介護、地域活動への積極的な参加を促す取り組みを進めます。

仕事・家庭・地域生活などにおける分担（理想）



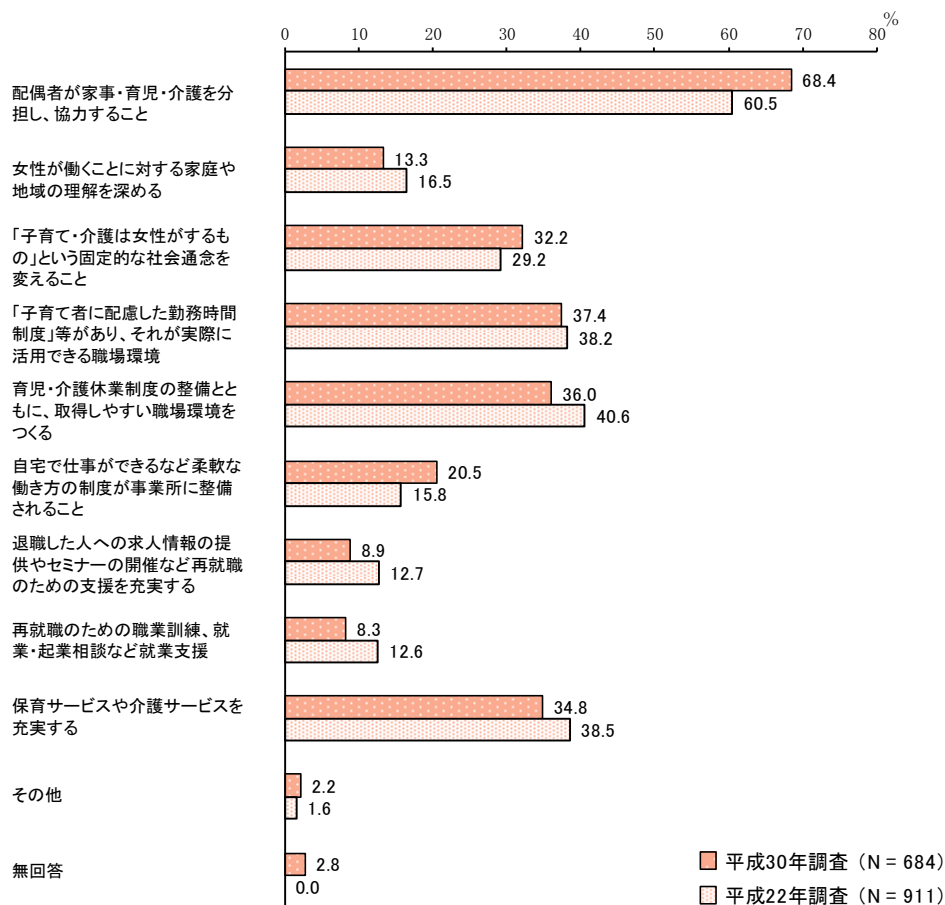
資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

仕事・家庭・地域生活などにおける分担（現実）



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成 30 年度）

男女がともに、仕事と家庭の両立を続けるために必要なこと



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成 30 年度）

①家庭生活への男女共同参画の促進

男性が家庭生活と仕事、地域生活等を調和させ自立した生活を送ることができるよう、男性の家事・育児・介護、地域活動への参画を促進する積極的な取り組みや男性の家事・育児・介護能力を高めるための支援を進めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
啓発活動の充実	家庭における男女の固定的役割分担意識の是正を図るため、男女共同参画の視点に立った啓発活動に取り組みます。	市民協働課
	公民館事業等の中で市民に周知を図ります。	生涯学習課
各種講座の拡充	市民活動支援センターを通じ、講座を開催します。また、イベント等を開催し家庭生活への男女共同参画を促進します。	市民協働課
	公民館事業などの教室講座に男女共同参画などの考えを必要に応じて取り入れていきます。	生涯学習課



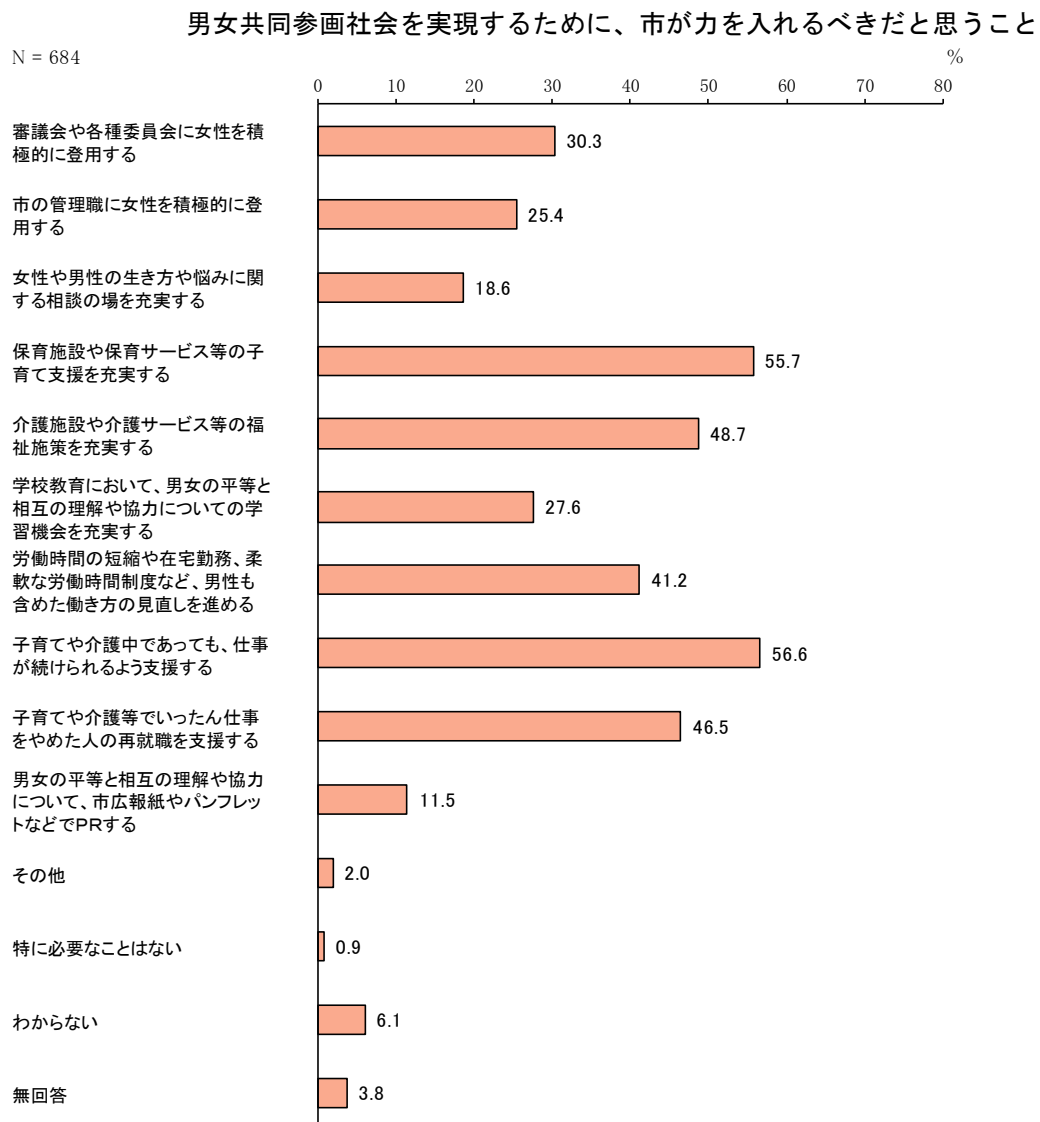
平成30年度 なとり市民のつどい

(2) 子どもを安心して生み育てられる環境づくり

近年の子育て環境の変化により、保育サービスへのニーズの増加や子育て中の親の育児に対する不安や負担感の高まりなどがうかがえます。

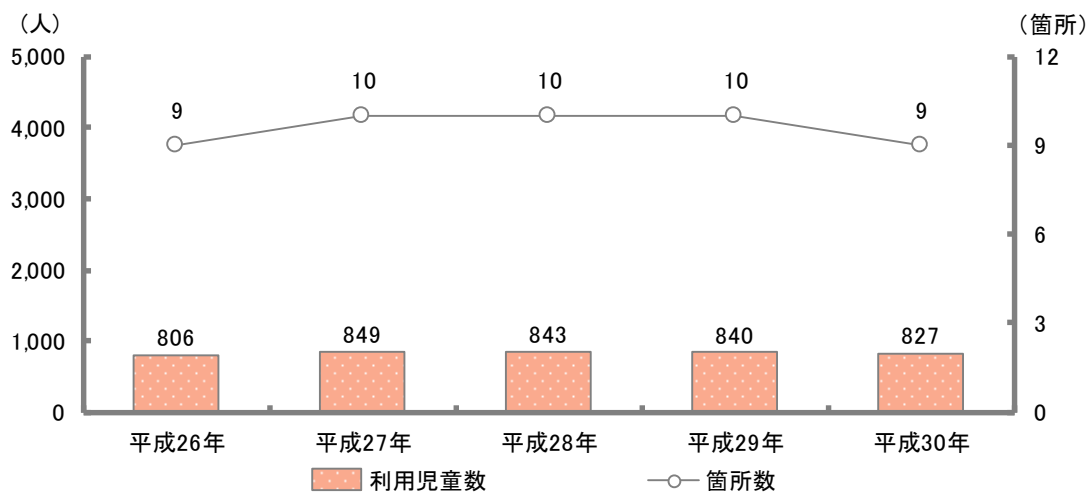
市民意識調査では、男女共同参画社会を実現するために市が力を入れていくべきこととして、「子育てや介護中であっても、仕事が続けられるよう支援する」、「保育施設や保育サービス等の子育て支援を充実する」の割合が高く、子育ての支援が重要視されています。

多様なニーズに対応した保育サービスや子育て支援の充実に努め、安心して子どもを生み育てられる環境づくりを進めます。



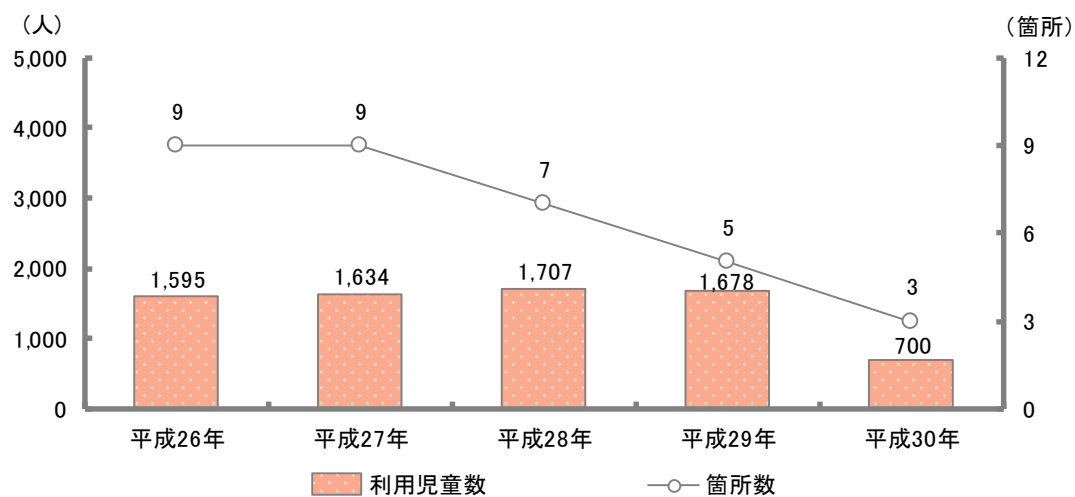
資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

市内保育園の状況



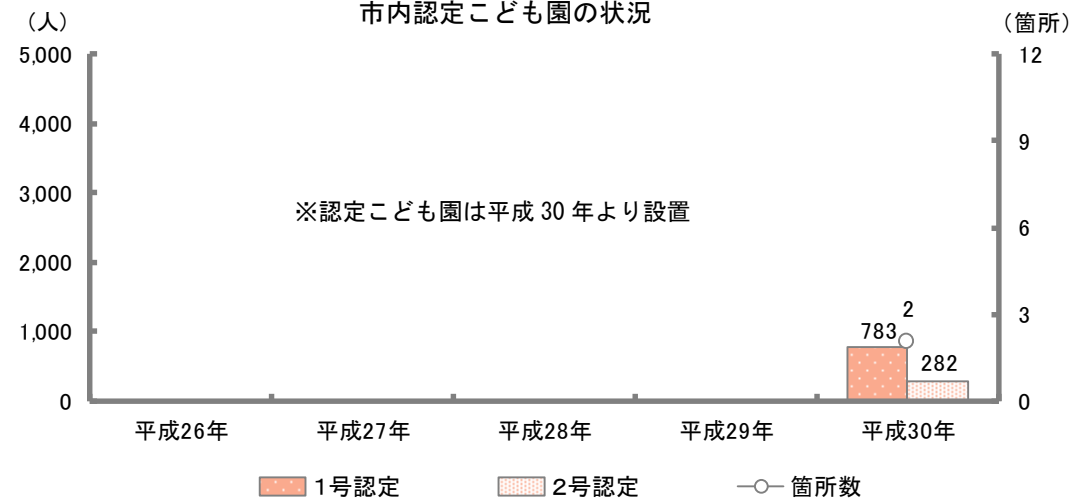
資料：庁内資料（各年12月末現在）

市内幼稚園の状況



資料：学校基本調査報告書（各年5月1日現在）

市内認定こども園の状況



資料：庁内資料（各年5月1日現在）

①子育て環境の整備

子育てに関する不安や負担感を解消するため、保育園等の定員確保と子育て支援の充実に取り組みます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
保育サービスの充実	公立保育所等の運営のほか民間事業者による認可保育園、認定こども園等により保育サービスの充実を図ります。	こども支援課
放課後児童クラブの運営	放課後の児童に適切な遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図ります。	こども支援課
子育て支援事業の推進	子育てに関する相談体制や情報提供の充実を図り、子育て支援事業を推進します。また、保育コーディネーターとの協働により、子育て支援センターへ出向き、利用者が気軽に相談できる場の提供を行います。	こども支援課

②子育て支援体制の整備

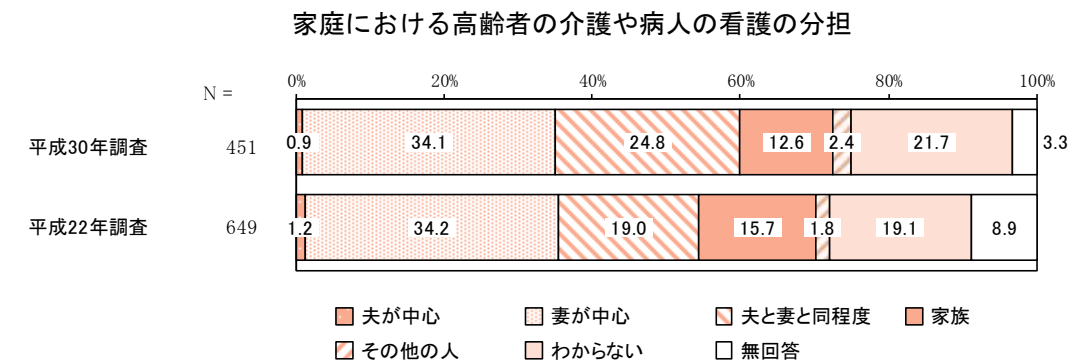
男女がともに子育てと仕事や地域活動などを調和させることができるよう、ライフスタイルに対応した多様な保育サービスの提供などのきめ細かな子育て支援策を推進します。

具体的な施策	取組内容	主な所管
関係機関の連携強化	保健センターや保育所、民生児童委員との相談や情報共有など、子育て支援に関わる関係機関の連携強化を図ります。	こども支援課
子育て支援センターの機能強化	子育て支援センターの地域における展開及び世代間交流などにより、機能の強化と充実を図ります。	こども支援課
	妊娠期から子育て期（主に乳幼児期）にわたる切れ目ない支援体制の充実を図ります。	保健センター

(3) 介護を社会的に支える環境づくり

固定的な性別役割分担意識などから家事や子育て・介護等における女性の負担が大きく、男性の家事・育児、介護等への参画や地域社会への貢献が十分ではない状況であるなか、高齢者人口の増加により要介護者数が増加し現役世代の介護負担が重くなっています。中には介護を理由とした離職や孤立した介護生活に陥るケースも見られ、介護の負担が女性へ偏ることなく、高齢者の介護を支える環境の充実が求められます。

介護と仕事との両立や、長期にわたる介護による心身のストレスの軽減など介護者に向けた支援に取り組みます。



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

①介護支援体制の充実

介護を社会的に支援するため、介護サービスの供給量の確保など介護支援策の充実を通じて双方の心身の負担軽減を図ります。

具体的な施策	取組内容	主な所管
介護事業・相談体制の充実	介護が必要な人に対するサービス提供を充実するとともに、地域包括支援センターを中心とした高齢者の相談等の体制の充実を図ります。	介護長寿課
関係機関の連携強化	各種会議、研修会の開催を通じて、介護支援における関係機関の連携強化を図ります。	介護長寿課

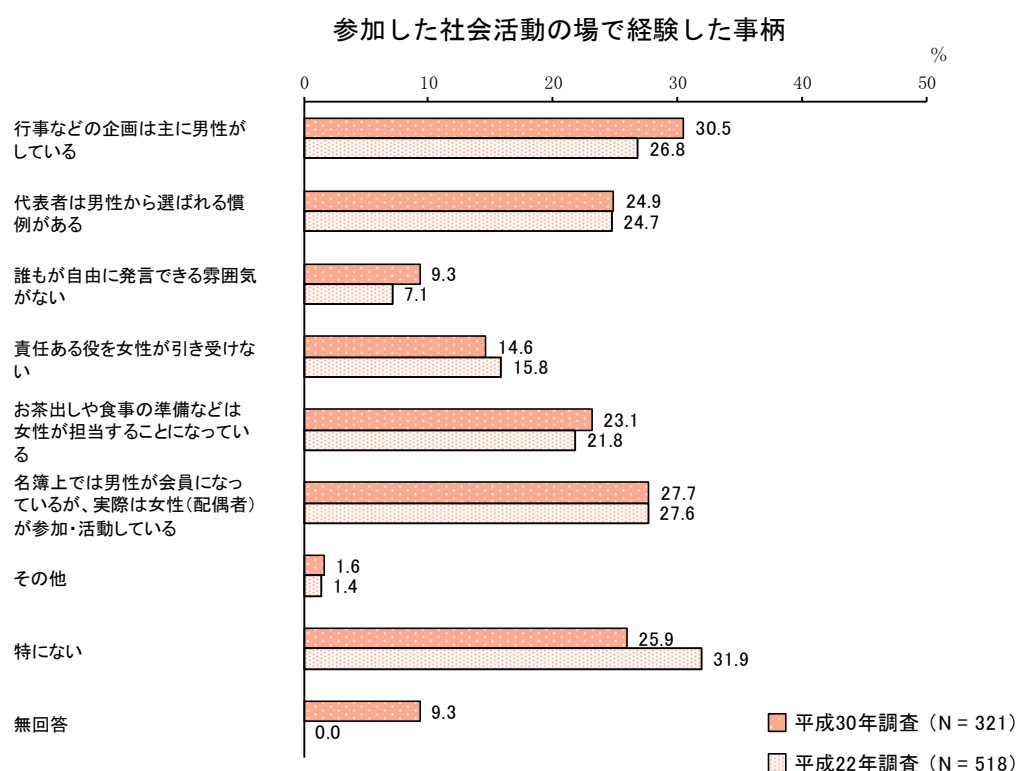
6 地域における男女共同参画の促進

(1) 男女がともに地域社会活動に参画する環境づくり

男女がともに豊かに暮らせる魅力ある地域社会を形成するには、男女が主体的に地域活動へ参画するための取り組みが必要です。しかし、実際には働く男性は女性と比較して地域活動への参加が少なく、一方で役職者には男性が多いという現状があり、地域等で活躍できる女性の育成を図るとともに働く男女がともに地域活動に参画できるような仕組みづくりを進めていく必要があります。

また、市民意識調査によると、社会活動について名簿上では男性が会員になっているが実際は女性が参加・活動しているという現状が見られます。

地域活動において男女共同参画の促進が図られるよう市民への啓発を行うとともに、地域で活動する団体等に対しては、これまでの慣行を見直し意思決定過程への女性の参画の促進に努めるよう意識付けや啓発を行います。



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

①男女共同参画の視点に立った地域社会活動等の促進

地域で活躍が期待できる新たな人材を対象にリーダーに求められる資質向上の機会を提供するとともに、新たな女性リーダーの活動を後押しできるような環境づくりを進めるなど、地域活動の方針決定過程への女性の参画を促進します。

具体的な施策	取組内容	主な所管
ニーズの把握及び情報提供の充実	地域活動において、市民に必要な情報が行きわたるよう、情報提供の充実を図るとともに、地域社会活動に対する参加ニーズの把握に努めます。	市民協働課 生涯学習課 文化・スポーツ課
地域社会活動を担う人材の育成	協働提案事業を通じて市民団体の活動を支援します。	市民協働課
	地域社会活動を行う上で幅広く人材活用を図るよう努めるとともに、あらゆる世代の文化・スポーツを通して、無形民俗文化財の継承、各種スポーツ、文化芸術活動を行う人材育成を図ります。	生涯学習課 文化・スポーツ課
各種団体のネットワークづくり	各種団体の交流会等を実施するとともに、地域での活動やイベント等における各種団体の積極的な連携を図ります。	市民協働課 生涯学習課
	各種協会等において、他団体との交流を図るため、文化芸術祭やスポーツ祭の開催を促進します。	文化・スポーツ課



（２）国際的な男女共同参画の理解

国内における男女共同参画を推進する取り組みは国際社会の取り組みと密接に関係しています。このため市民も国際社会の一員として、女性の地位向上に向けた国際社会、国際機関の動きに対する理解を深め、地球的視野に立った国際交流・理解・協力活動へ参画するとともに、交流・相互理解活動を進め、多様な文化や価値観を認め、育んでいく必要があります。

こうしたことから、市民が男女平等の国際的なあり方や多文化共生への理解を深めるため、男女平等に関する国連の動向や諸外国の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

①国際的な男女共同参画の理解と交流活動の推進

市民の国際理解を深めるため、男女平等に関する諸外国の状況等について情報提供や学習機会の提供に努めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
交流機会及び学習機会の拡充	中学生海外派遣事業や市民への国際交流の機会を提供します。	なとりの魅力創生課 関係各課

②多文化共生の理解促進

多文化共生に関する学習機会や情報の提供に努めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
学習機会や情報の提供	国際交流事業協力者研修会や多文化共生に関する研修会を実施します。	なとりの魅力創生課

7 防災及び災害時における男女共同参画の促進

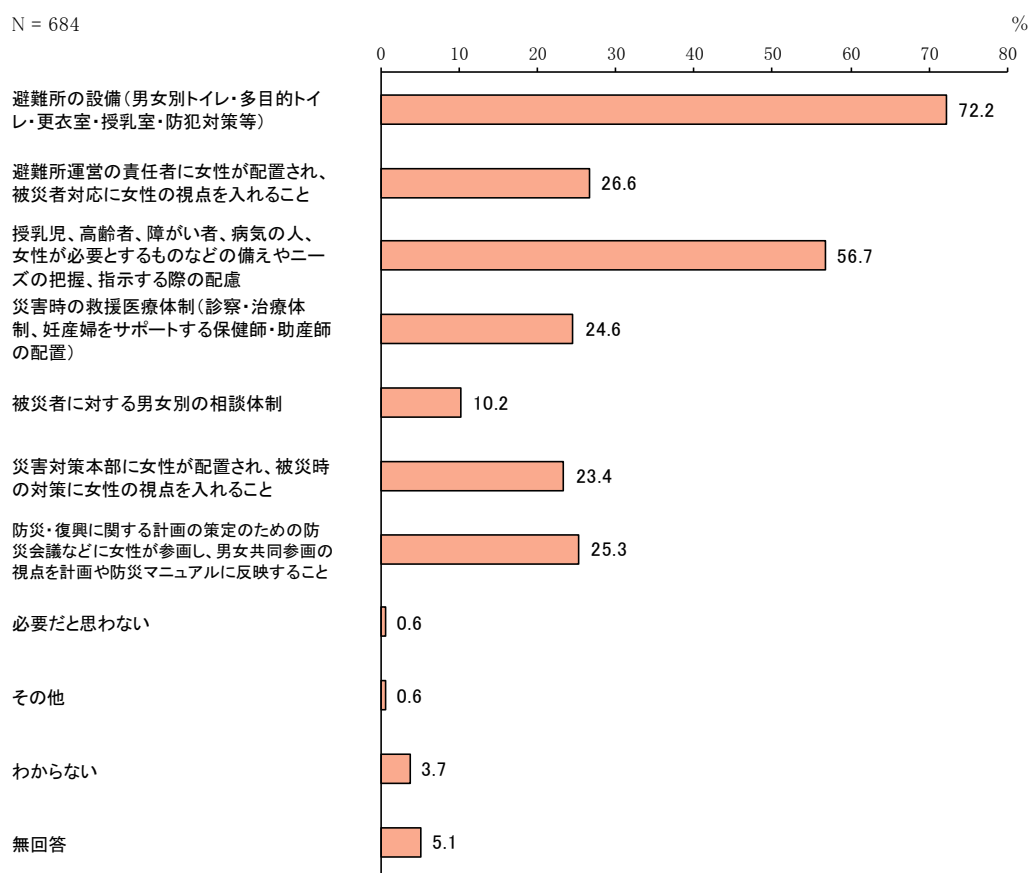
(1) 男女共同参画の視点に立った防災体制の整備

先の震災では意思決定過程への女性の参画が十分確保されず、男女のニーズの違いの配慮等にも課題が残りました。このため、震災の経験と教訓を踏まえ、防災に係る意思決定の場に女性の視点や能力を十分反映できるよう、女性の参画とリーダーとしての活躍を促進することや、男女共同参画の視点での避難所運営、被災者支援等の体制を推進するとともに、防災体制の整備に女性の力を最大限活用する必要があります。

防災の分野での固定的な性別役割分担を見直し、災害現場や避難場所において女性の視点に立った配慮がなされるよう取り組みを進めます。

防災・災害復興対策において、性別に配慮した対応として必要なこと

N = 684



資料：名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告書（平成30年度）

①防災活動における男女共同参画の促進

災害に強いまちづくりを進めるためにも男女共同参画の視点に立った防災体制の確立に努めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
施策・方針決定過程への女性委員の登用促進	市防災会議委員等に女性委員の登用を促進します。	防災安全課
	市消防団事業企画運営部会における女性委員の登用を促進します。	消防本部
女性の人材育成	県防災指導員講習への女性の参加により、人材育成を行います。	防災安全課
	市消防団事業企画運営部会における女性委員の登用を促進します。	消防本部
施策への男女共同参画の視点の導入	女性防災リーダーの育成を図り、各施策への女性の参画の拡大を図ります。	防災安全課
	普通救命講習会時の指導派遣に女性吏員及び女性消防団員の参加を促進します。	消防本部
関係機関及び関係団体との連携の強化	女性が主体として活動する団体の代表者を市防災会議委員に登用するとともに、市総合防災訓練に団体として参加してもらい、連携強化を図ります。	防災安全課
	幼年消防クラブ入会式での幼児への防火指導、紙芝居の読み聞かせ等や高齢者防火訪問への女性消防団員の参加を促進します。	消防本部

②女性の視点を取り入れた災害時対策の促進

災害時において、女性や子ども等の多様なニーズに対応できる体制づくりを進めます。

具体的な施策	取組内容	主な所管
施策・方針決定過程への女性参画の促進	女性防災リーダーの育成を図るとともに、避難所の自主運営組織の役員について、女性の登用に配慮します。	防災安全課
	消防団班長以上幹部研修への参加を促します。	消防本部
男女共同参画の視点に立った避難所運営	避難所配置職員に女性職員を配置するとともに、避難所における女性への配慮に努めます。	防災安全課
防災・復興に関する計画等への男女共同参画の視点の導入	防災・復興に関する計画を策定する際に、男女共同参画の視点を取り入れます。	政策企画課 防災安全課

第4章

計画の推進

1 推進体制の確立

男女共同参画の施策を総合的に展開していくため設置された部署である、市民協働課が主体となり、男女共同参画の推進に取り組みます。

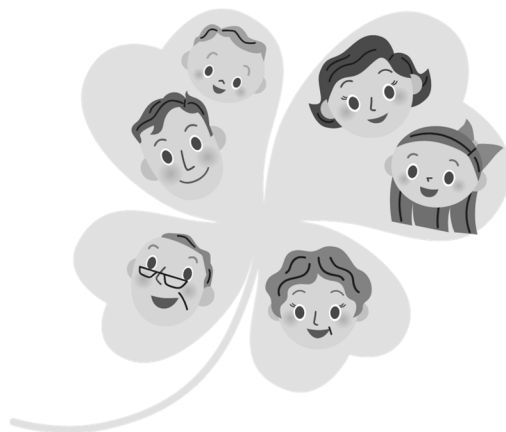
また、本計画を総合的かつ効果的に推進するため、「男女共同参画施策推進会議」を中心に関係各課の調整・連携を図りながら全庁的に取り組みます。

地域が一体となった男女共同参画社会への取り組みにつなげるため、「男女共同参画推進委員会」を中心に各主体間の連携を図るとともに、国・県・近隣市町村・関係機関等との連携と相互協力体制の強化も図ります。

2 進捗管理と施策の積極的展開

計画の実効性を確保するために、市民協働課が中心となって計画の進捗状況を把握し、定期的に計画の進捗管理を行います。また、関係機関と連携を図り、各主体の取組状況の把握に努めます。

名取市で策定する各種の計画に、男女共同参画社会の実現に関する施策を適切に位置付け、市の行政全体を通じた男女共同参画社会の実現の推進に努めます。



資料編

1 策定経過

日 程	内容等
平成 30 年 6 月 22 日	平成 30 年度 第 1 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・名取市男女共同参画計画について
平成 30 年 8 月 28 日	平成 30 年度 第 1 回名取市男女共同参画施策推進会議 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画策定について ・市民意識調査について
平成 30 年 8 月 30 日	平成 30 年度 第 2 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画について
平成 30 年 10 月 10 日	平成 30 年度 第 1 回名取市男女共同参画施策推進会議 専門部会 【議題】 ・市民意識調査票（案）について
平成 30 年 10 月 22 日	平成 30 年度 第 2 回名取市男女共同参画施策推進会議 【議題】 ・市民意識調査票（案）について
平成 30 年 11 月 22 日	平成 30 年度 第 3 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画について
平成 30 年 11 月 21 日 ～12 月 5 日	男女共同参画に関する市民意識調査
平成 30 年 12 月 20 日	平成 30 年度 第 4 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画について
平成 31 年 1 月 30 日	平成 30 年度 第 3 回名取市男女共同参画施策推進会議 【議題】 ・名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告について ・第 2 次名取市男女共同参画の進捗状況について
平成 31 年 1 月 31 日	平成 30 年度 第 2 回名取市男女共同参画施策推進会議 専門部会 【議題】 ・名取市男女共同参画に関する市民意識調査 調査結果報告について ・第 2 次名取市男女共同参画計画の進捗状況について

日 程	内容等
平成 31 年 2 月 26 日	平成 30 年度 第 5 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第 2 次名取市男女共同参画計画取組状況について
平成 31 年 3 月 27 日	平成 30 年度 第 4 回名取市男女共同参画施策推進会議 【議題】 ・第 2 次名取市男女共同参画計画の進捗状況について ・事業所及び団体における男女共同参画に関する調査について
平成 31 年 4 月 26 日 ～ 令和 元年 5 月 17 日	男女共同参画に関するヒアリング調査
令和 元年 6 月 27 日	令和元年度 第 1 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画について
令和 元年 7 月 10 日	令和元年度 第 1 回名取市男女共同参画施策推進会議 専門部会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画 体系（案）について ・男女共同参画に関するヒアリング調査結果報告書について
令和 元年 8 月 1 日	令和元年度 第 2 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画について
令和 元年 8 月 30 日	令和元年度 第 1 回名取市男女共同参画施策推進会議 【議題】 ・名取市男女共同参画に関する調査報告について ・第三次名取市男女共同参画計画体系（案）について
令和 元年 9 月 27 日	令和元年度 第 2 回名取市男女共同参画施策推進会議 専門部会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画（案）について
令和 元年 10 月 8 日	令和元年度 第 3 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画について
令和 元年 11 月 6 日	令和元年度 第 2 回名取市男女共同参画施策推進会議 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画（案）について
令和 元年 11 月 26 日	令和元年度 第 4 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画について
令和 2 年 1 月 8 日	令和元年度 第 3 回名取市男女共同参画施策推進会議 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画最終案について
令和 2 年 1 月 30 日～ 2 月 19 日	第三次名取市男女共同参画計画に関するパブリックコメントの実施
令和 2 年 2 月 12 日	令和元年度 第 5 回名取市男女共同参画推進委員会 【議題】 ・第三次名取市男女共同参画計画について
令和 2 年 3 月	第三次名取市男女共同参画計画策定

2 アンケート等調査概要

(1) 男女共同参画に関する市民意識調査

【調査目的】

市民の男女共同参画に関する考えや実態などを把握し、「第三次名取市男女共同参画計画」に反映させることを目的として調査を実施するものです。

【調査方法等】

- ・調査対象 名取市在住の20歳以上を無作為抽出
- ・調査時期 平成30年11月21日から平成30年12月5日
- ・抽出方法 無作為抽出法
- ・回収方法 郵送回収法

【回収結果】

配付数	回収数	有効回答数	有効回答率
2,000 通	685 通	684 通	34.2%

(2) 男女共同参画に関するヒアリング調査

【調査目的】

名取市男女共同参画計画の見直しにあたり、事業所及び地域の団体における男女共同参画に関する現状を把握するため調査を実施するものです。

【調査方法等】

- ・調査対象 名取市内の事業所及び団体
- ・調査時期 平成31年4月26日から令和元年5月17日
- ・抽出方法 無作為抽出法
- ・回収方法 郵送回収法

【回収結果】

	配付数	回収数	有効回答数	有効回答率
事業所調査	104 通	40 通	40 通	38.5%
団体調査	16 通	16 通	16 通	100.0%

3 男女共同参画のあゆみ

年	名取市	県	国内	国連
1991年 (平成3年)			○「西暦2000年に向けて の新国内行動計画（第 1次改定）」策定 ○「育児休業法」の公布	
1992年 (平成4年)		○生活福祉部女性政策課設 置 ○宮城県女性行政推進庁内 連絡会議設置 ○宮城県女性問題懇談会設 置	○「育児休業法」の施行 ○婦人問題担当大臣設置	
1993年 (平成5年)		○環境生活部女性政策課に 組織改正	○「短時間労働者の雇用 管理の改善等に関する 法律」（以下パートタイ ム労働法）成立	○世界人権会議開催（ウ イーン）
1994年 (平成6年)		○宮城県女性問題懇談会よ り提言	○男女共同参画室設置 ○男女共同参画推進本部 設置	
1995年 (平成7年)			○「育児休業法」の改正 （介護休業制度法制 化）	○第4回世界女性会議： 「北京宣言」及び「行動 綱領」採択
1996年 (平成8年)		○宮城県男女共同参画推進 委員会設置	○「男女共同参画ビジョ ン」答申 ○「男女共同参画2000年 プラン」策定	
1997年 (平成9年)	○生涯学習課に「女性青少年 室」を設置 ○名取市女性生き生きプラ ン策定懇談会発足		○「男女雇用機会均等法」 の改正・公布 ○男女共同参画審議会設 置法公布、施行	
1998年 (平成10年)		○宮城県における男女共同 参画社会の実現に向け ての推進策並びに宮城県 女性行動計画について答 申（宮城県男女共同参 画推進委員会） ○「みやぎ男女共同参画 推進プラン」策定		
1999年 (平成11年)	○男女共同参画に関する市 民意識調査の実施	○女性青少年課設置 ○男女共同参画施策推進本 部設置	○「男女雇用機会均等法」 及び「労働基準法」改 正、施行 ○「男女共同参画社会基 本法」の公布、施行	
2000年 (平成12年)	○名取市男女共同参画計画 策定検討委員会設置		○「男女共同参画基本計 画」閣議決定 ○男女共同参画週間を設 置（13年度より実施） ○「ストーカー行為等の 規制等に関する法律」 （以下ストーカー規制 法）公布、施行	○国連特別総会「女性 2000年会議」（ニューヨ ーク）
2001年 (平成13年)	○名取市女性生き生きプラ ン策定懇談会によって「男 女共同参画に向けた提言 書」が提出	○男女共同参画推進課設置 ○「宮城県男女共同参画推 進条例」公布、施行 ○宮城県男女共同参画審議 会設置	○中央省庁等改革 ○「男女共同参画会議」 設置 ○男女共同参画局設置	

年	名取市	県	国内	国連
2001年 (平成13年)			○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(以下DV防止法)の施行 ○「仕事と子育ての両立支援策の方針について」閣議決定	
2002年 (平成14年)	○「名取市男女共同参画推進計画Hand in Hand 21」策定 ○政策企画課女性市民参画係設置			
2003年 (平成15年)		○宮城県男女共同参画基本計画について答申(宮城県男女共同参画審議会) ○「宮城県男女共同参画基本計画」策定	○「女性のチャレンジ支援策の推進について」男女共同参画推進本部決定 ○「少子化社会対策基本法」公布、施行 ○「次世代育成支援対策推進法」公布、施行	
2004年 (平成16年)			○「女性国家公務員の採用・登用の拡大等について」男女共同参画推進本部決定 ○「DV防止法」改正	
2005年 (平成17年)	○「次世代育成支援特定事業主行動計画」前期行動計画策定	○「新みやぎ子どもの幸福計画(宮城県次世代育成支援行動計画)」前期計画策定	○「男女共同参画基本計画(第2次)」閣議決定 ○「女性の再チャレンジ支援プラン」策定	○国連「北京+10」世界閣僚級会合(ニューヨーク)
2006年 (平成18年)	○男女共同・市民参画推進室設置	○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」策定	○「国の審議会等における女性委員の登用の促進について」男女共同参画推進本部決定 ○「男女雇用機会均等法」改正	
2007年 (平成19年)			○「DV防止法」改正 ○「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(以下パートタイム労働法)改正 ○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」策定	
2008年 (平成20年)			○「女性の参画加速プログラム」男女共同参画推進本部決定	
2009年 (平成21年)		○「配偶者からの暴力の防止及び被害者の支援に関する基本計画」改定 ○共同参画社会推進課設置	○「次世代育成支援対策推進法」改正 ○「育児・介護休業法」改正	
2010年 (平成22年)	○男女共同参画に関する市民意識調査の実施	○「新みやぎ子どもの幸福計画(宮城県次世代育成支援行動計画)」後期計画策定 ○宮城県男女共同参画基本計画(第2次)について答申(宮城県男女共同参画審議会)	○「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」新合意 ○「第3次男女共同参画基本計画」閣議決定	○国連「北京プラス15」記念会合(ニューヨーク)

年	名取市	県	国内	国連
2011年 (平成23年)	○「東日本大震災における女性の悩み・暴力（集中）相談事業」の実施 ○「次世代育成支援特定事業主行動計画」後期計画策定	○「宮城県男女共同参画基本計画（第2次）」策定 ○東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業 ○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力（集中）相談事業」の実施		○ジェンダー平等と女性のエンパワーメントのための国際機関（UN Women）発足
2012年 (平成24年)		○「東日本大震災での被災者支援等における男女共同参画の状況調査」実施 ○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の実施	○「女性の活躍促進による経済活性化行動計画」策定 ○女性活力・子育て支援担当大臣を任命	
2013年 (平成25年)		○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の実施		
2014年 (平成26年)	○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の実施	○「東日本大震災被災地における女性の悩み・暴力相談事業」の実施	○「すべての女性が輝く社会づくり推進室」発足 ○「すべての女性が輝く政策パッケージ」決定 ○「男女雇用機会均等法」改正	
2015年 (平成27年)	○「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」の実施 ○「次世代育成支援特定事業主行動計画」第3期計画策定	○「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」の実施	○「第4次男女共同参画基本計画」閣議決定 ○「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（以下女性活躍推進法）施行	○国連婦人の地位委員会「北京＋20」（ニューヨーク） ○国連サミット（ニューヨーク）：持続可能な開発のための2030アジェンダ（2030アジェンダ）を採択
2016年 (平成28年)	○「第2次名取市男女共同参画計画Hand in Hand 21」策定 ○「特定事業主行動計画」策定 ○「東日本大震災による女性の悩み・暴力相談事業」の実施		○育児・介護休業法等改正	
2017年 (平成29年)		○宮城の将来ビジョン改定 ○宮城県男女共同参画基本計画（第3次）について答申（宮城県男女共同参画審議会） ○「宮城県男女共同参画基本計画（第3次）」「宮城県女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画」策定		
2018年 (平成30年)	○男女共同参画に関する市民意識調査の実施		○「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」施行	
2019年 (令和元年)			○「女性活躍推進法」一部改正 ○「DV防止法」一部改正 ○「育児・介護休業法」改正	
2020年 (令和2年)	○「第三次名取市男女共同参画計画 Hand in Hand 21」策定			

4 男女共同参画社会基本法（概要）

男女の人権が尊重され、社会経済情勢の変化に対応できる豊かな活力ある社会「男女共同参画社会」の実現には、国内本部機構をはじめ総合的な推進体制の整備・強化が必要である。

そのための基本法の必要性が、男女共同参画ビジョンや男女共同参画 2000 年プランにおいて指摘された。男女共同参画審議会（会長 岩男寿美子慶応義塾大学教授）の答申「男女共同参画社会基本法について―男女共同参画社会を形成するための基本的条件づくり―」（1998 年 11 月）を受け、政府は 1999 年 6 月に「男女共同参画社会基本法」を制定した。

この法律は、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置づけ、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにして方向を示すとともに、国・地方公共団体及び国民の責務を示し、男女共同参画社会の形成のための施策を総合的・計画的に推進するためのものである。

男女共同参画社会の形成については、「男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を負うべき社会を形成すること」と定める。

基本理念として、1)男女の人権の尊重 2)社会における制度又は慣行についての配慮 3)政策等の立案及び決定への共同参画 4)家庭生活における活動と他の活動の両立 5)国際的強調、が挙げられている。

推進のための基本計画について、政府に男女共同参画基本計画の策定の義務を課するとともに、国の計画を踏まえた男女共同参画計画の策定を、都道府県には義務付け、市町村には努力義務としている。

こうした施策の推進体制として、内閣府に男女共同参画会議を置き、基本的かつ総合的な政策と重要事項の調査審議をすることを定めている。

5 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（概要）

「DV 防止法」とも言われ、超党派の女性議員による議員立法で成立し、2001 年 10 月に施行された。

この法律は、配偶者からの暴力の防止と被害者の保護を目的にしたものである。その中核となる支援施設は、配偶者からの暴力相談支援センター・婦人相談所とし、民間のシェルターなどにも委託できる。

被害者の保護に関しては、医師等には通報及び必要な情報提供を行うよう、また通報を受けた警察官には必要な措置を講ずるよう努力義務を課している。

この法律の目玉となるのが保護命令で、被害者の申し立てにより裁判所は、加害者に 6 ヶ月間の接近禁止命令や 2 週間の住居からの退去命令を出すことができ、命令に違反した場合は懲役または罰金に処せられる。

6 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（概要）

女性が個性と能力を十分発揮できる社会の実現に向け、国、自治体、民間事業主の責務を定めた法律（2015.8 成立）。

2016 年 4 月までに三者に義務づけられる（労働者 300 人以下の事業主は努力義務）のは、①女性活躍の現状把握と課題分析（女性採用比率、勤続年数男女差、労働時間の状況、女性管理職比率等）、②行動計画策定と公表、③就職先の検討に役立つ女性活躍状況の公表。行動計画の実効性を高めるため、数値目標設定を課しているのが特徴。

政府は基本方針（2015.9）の中で、男女を通じた長時間労働是正など働き方改革や職場における固定的性別役割分担意識の解消等、事業主が行動計画策定で重視すべき観点を示した。これまでの職場慣行・風土が、職業と家庭の両立を阻み、女性に就業継続や昇進を躊躇させ、さまざまなハラスメントにつながる状況を踏まえたもの。職務配置や教育訓練の男女格差を生む背景ともなっており、改革は急務である。

7 ストーカー行為等の規制等に関する法律（概要）

個人の身体、自由及び名誉に対する危害の発生を防止するため、ストーカー行為を処罰する等ストーカー行為等について必要な規制を行うとともに、その相手方に対する援助の措置等を定めた法律（2000.5 成立）。

多発するストーカー犯罪に対応するため施行された。特定の人やその家族などに対して待ち伏せを行う、連続して電話をかけたり執拗にメールを送信する、中傷する内容の文章や羞恥心を与える写真をインターネットなどに載せる、といった八つの行為を「つきまとい等」とし、この「つきまとい等」を同一の者に繰り返し行なうことを「ストーカー行為」と定めている。「つきまとい等」には警察本部長などが警告し、従わない場合には都道府県公安委員会が禁止命令を出し、禁止命令に違反して「ストーカー行為」をすると、1 年以下の懲役または 100 万円以下の罰金に処せられるようになった。

2016 年の改正では、規制対象行為となる「つきまとい等」に「住居等の付近をみだりにうろつくこと」、「SNS のメッセージ送信等、ブログ等の個人のページにコメント等を送ること」の項目が追加されるとともに、警告を経ずに禁止命令等を行うことも可能となった、ストーカー行為罪が非親告罪化された、など、規制対象行為の拡大や禁止命令等の制度や罰則の見直しが行われた。

8 用語解説

【あ行】

R P A (Robotic Process Automation)

ホワイトカラーのデスクワーク（主に定型作業）を、パソコンの中にあるソフトウェア型のロボットが代行・自動化する概念。

A I (Artificial Intelligence)

人工知能と訳される。言語の理解や推論、問題解決などの知的行動を人間に代わってコンピューターに行わせる技術。

L G B T

女性同性愛者（レズビアン）、男性同性愛者（ゲイ）、両性愛者（バイセクシャル）、心と体の性の不一致（トランスジェンダー）の頭文字からなる言葉で、性的少数者を表す言葉のひとつ。

【か行】

家族経営協定

家族農業経営にたずさわる各世帯員が、意欲とやり甲斐を持って経営に参画できる魅力的な農業経営を目指し、経営方針や役割分担、家族みんなが働きやすい就業環境などについて、家族間の十分な話し合いに基づき、取り決めるもの。

【さ行】

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）

個人が仕事上の責任を果たしつつ、結婚や育児をはじめとする家族形成のほか、介護やキャリア形成、地域活動への参加等、個人や多様なライフスタイルの家族がライフステージに応じた希望を実現できるようにすることとして用いられる。

性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス/ライツ）

1994年のカイロの国連会議で国際的承認を得た考え方で、女性が身体的・精神的・社会的な健康を維持し、子どもを産むかどうか、いつ産むか、どれくらいの間隔で産むか等について選択し、自ら決定する権利。

セクシュアル・ハラスメント

性差別の具体的な現れとして職場や学校で起きる性的嫌がらせを指す。相手の意に反した性的な性質の言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂を流すこと、人目に触れる場所へのわいせつな写真の提示などが含まれる。

【た行】

Twitter、facebook

いずれもソーシャル・ネットワーキング・サービス（social networking service, SNS）と呼ばれるサービスの名称で、日記やメッセージなどを通じて、友人や知人・共通の趣味を持つ人達とインターネット上でつながることができる。

デートDV

特に10代や20代などの若い世代で生じる、結婚していない男女間での体、言葉、態度による暴力のこと。

DV（domestic violence）

配偶者（事実婚、別居を含む）やパートナーなど親密な関係にある、またはあった人から振るわれる暴力のこと。暴力には殴る蹴るなどの身体的暴力のみならず、大声でどなる、外出や交友関係を制限する、生活費を渡さない、性行為を強要するといった精神的苦痛や経済的抑圧なども含まれる。

【は行】

ポジティブ・アクション

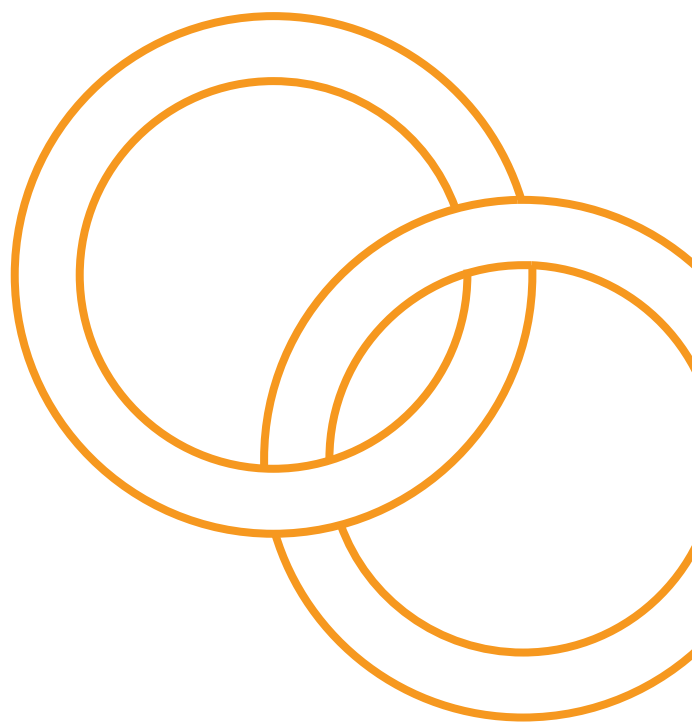
男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。

【ま行】

マタニティ・ハラスメント

職場等において妊娠、出産、子育てなどをきっかけとして嫌がらせや不利益な扱いを受けること。

人と人、ともに輝きともに創る ふるさとなとり



第三次名取市男女共同参画計画

令和2年(2020年)3月

発行 名取市総務部男女共同・市民参画推進室

〒981-1292

宮城県名取市増田字柳田 80 番地

TEL 022-724-7146 / FAX 022-384-9030

